

介護保険 要介護認定

認定調査員 初任者研修ツール

2021
|
2023

目 次

本研修ツールの目的	1
平準化チェックシートの読み方 「1-10洗身」「2-12外出頻度」を例として	2
介護保険制度の理解	4
介護サービスの利用の手続き、介護サービスの種類	5
審査判定の手順	6
3つの評価軸	7
1群	9
2群	19
3群	27
4群	28
5群	31
その他の医療	34
厚生労働省 認定調査員能力向上研修会 事例※	35

※ 適宜事例を確認しながら、各項目の調査ポイントを読み進めてください。

● 引用文献、参考文献

要介護認定「認定調査員テキスト2009改訂版」(厚生労働省)

要介護認定「介護認定審査会委員テキスト2009改訂版」(厚生労働省)

厚生労働省 要介護認定適正化事業「認定調査員能力向上研修会」研修テキスト

要介護認定調査平準化チェックシート

2020年7月版Ver.11.0(SEO財団 福祉サービス評価機構)

認定調査員項目理解度テスト結果報告書2020年度(SEO財団 福祉サービス評価機構)

本研修ツールは、令和2年度厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金を受けて「認定調査員初任者の指導方法等に係る調査研究事業」において作成した。

事業実施主体 みずほ情報総研株式会社

制作・編集 SEO 財団 福祉サービス評価機構

編集責任者 SEO 財団 保健福祉部門統括理事 奥住浩代

※本研修ツールの著作権©は、SEO 財団 福祉サービス評価機構に帰属する。

認定調査員 初任者研修ツール

◆ 本研修ツールの目的

介護保険制度の根幹である要介護認定、その認定のもととなる認定調査について、調査員は申請者の状況を極力正確に介護認定審査会委員に伝達すべく、調査票をまとめることが必要である。

そこで今回、初任者が認定調査をする際、より迷いを少なく調査し、審査会委員の方々に伝わる特記事項を記入できるように、調査のポイントについて初任者向けの研修ツールとして作成したものである。

この研修ツールを活用頂き、認定調査のバラツキを無くし、適正な一次判定結果となるようにすることを期待する。

また、令和2年4月より指定市町村事務受託法人においては介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門知識を有する者について、一定の条件のもと調査員として従事することができる（令和2年2月3日事務連絡 厚労省老健局老人保健課）ことから、介護保険制度を踏まえた上で認定調査業務を理解する必要から、本研修ツールにおいて介護保険制度についても一部触れることとした。

要介護認定「認定調査員テキスト2009改訂版」（厚生労働省）と併せ、本研修ツールを活用し、正しい基礎知識を身につけ、中立公正、適切な認定調査業務に活用して頂きたい。

平準化チェックシートの読み方

「介助の方法」1-10 洗身

1-10 お風呂場で身体を洗う時、どなたかに手伝ってもらっていますか？

※自宅・通所先・訪問入浴・器械浴・シャワー浴・清拭 ※入浴回数（ 回 / 週）

※洗髪、洗顔、入浴行為は含まない ※介助が不適切な場合、適切な介助の方法を選択する

洗身	1. 介助されていない (介護抵抗等のため、適切な介助が提供されていない場合「適切な介助」を選択)	2. 一部介助（見守り等） (石鹸等を付ける行為への介助ではなく、身体の各所を洗う行為について評価)	3. 全介助	4. 行っていない
浴室内で、スポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うことだが、石鹸等が付いていなくても、あくまでも体を洗う行為そのものについて介助が行われているかどうかで選択を行う	①自分で洗うが、時間がかかる ②洗いやすい洗身ブラシ等の自助具を使用する	①（ ）のため、 が身体の一部（背中・足・ ）を洗う・洗身し直す ②自分で洗うが、（ ）のため が見守りをしている ③独居等で介護者がいない。自分で洗っているが（ ）のため、（背中・足）等は洗えていない。（汗疹・痒み・ ）があり、一部介助が必要と考え「2. 一部介助」を選択する	①（ ）のため、 がすべて洗っている。自分で洗うことができない ②自分で洗えないので がすべてを洗身し直す	①日常的に洗身を行っていない ②（ ）のため、（自分で、 ）が清拭をしている
◆肩痛・肘痛・手指の痛み(変形)・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・視力・意欲・理解・不十分・業務の都合・倦怠感				

選択肢

質問のサンプル

留意点

定義の留意点

介助理由のサンプル

調査時の聞き取りメモ

1-10 お風呂場で身体を洗う時、どなたかに手伝ってもらっていますか？

※自宅・**通所先**・訪問入浴・器械浴・シャワー浴・清拭 ※入浴回数（ **2** 回 / 週）

※洗髪、洗顔、入浴行為は含まない ※介助が不適切な場合、適切な介助の方法を選択する

洗身	1. 介助されていない (介護抵抗等のため、適切な介助が提供されていない場合「適切な介助」を選択)	2. 一部介助（見守り等） (石鹸等を付ける行為への介助ではなく、身体の各所を洗う行為について評価)	3. 全介助	4. 行っていない
浴室内で、スポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うことだが、石鹸等が付いていなくても、あくまでも体を洗う行為そのものについて介助が行われているかどうかで選択を行う	①自分で洗うが、時間がかかる ②洗いやすい洗身ブラシ等の自助具を使用する	①（ ）のため、 が身体の一部（ 背中 ・足・ ）を洗う・洗身し直す ②自分で洗うが、（ ）のため 職員 が見守りをしている ③独居等で介護者がいない。自分で洗っているが（ ）のため、（背中・足）等は洗えていない。（汗疹・痒み・ ）があり、一部介助が必要と考え「2. 一部介助」を選択する	①（ ）のため、 がすべて洗っている。自分で洗うことができない ②自分で洗えないので がすべてを洗身し直す	①日常的に洗身を行っていない ②（ ）のため、（自分で、 ）が清拭をしている
◆ 肩痛 ・肘痛・手指の痛み(変形)・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・視力・意欲・理解・不十分・業務の都合・倦怠感				

長いタオルを使っても背中が洗えない

特記事項に記載すると

通所先で入浴(週2回)
肩痛があり、長いタオルを使っても背中が洗えず、職員が介助する。

「有無」 2-12 外出頻度

定義留意点

2-12 日頃、おおむね 30 分以上の外出をしていますか？（居住地の敷地外）
調査日よりおおむね 1 ヶ月以内

質問のサンプル

※外出の目的や、同行者の有無、目的地等は問わない。自宅・施設の庭も含まない
※徘徊や救急搬送・同一施設・敷地内のデイサービス・診療所等は外出とは考えない
※過去 1 ヶ月の間に状態が大きく変化した場合は、変化した後の状況で選択を行う

※フー１リンク

意識して質問する項目

外出する場所は？（無・有）⇒	①病院（通院）	②店（買い物）	③散歩	④通所サービス	⑤	⑥
同行者〈介護者〉は？	無・有 ()	無・有 ()	無・有 ()	無・有 (職員)	無・有 ()	無・有 ()
外出方法は？	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車
外出頻度は？〈過去 1 ヶ月以内〉	() 回 ／週・月	() 回 ／週・月	() 回 ／週・月	() 回 ／週・月	() 回 ／週・月	() 回 ／週・月

質問のサンプル

すべて合計すると… 過去 1 ヶ月 () 回 / 週・月 ⇒ ※日頃も同じ・多い・少ない

選択肢

外出頻度は 1. 週 1 回以上 2. 月 1 回以上（1～3回） 3. 月 1 回未満

調査時の聞き取りメモ

2-12 日頃、おおむね 30 分以上の外出をしていますか？（居住地の敷地外）
調査日よりおおむね 1 ヶ月以内

※外出の目的や、同行者の有無、目的地等は問わない。自宅・施設の庭も含まない
※徘徊や救急搬送・同一施設・敷地内のデイサービス・診療所等は外出とは考えない
※過去 1 ヶ月の間に状態が大きく変化した場合は、変化した後の状況で選択を行う

※フー１リンク

外出する場所は？（無・有）⇒	①病院（通院）	②店（買い物）	③散歩	④通所サービス	⑤	⑥
同行者〈介護者〉は？	無・有 (妻)	無・有 (妻)	無・有 ()	無・有 (職員)	無・有 ()	無・有 ()
外出方法は？	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車
外出頻度は？〈過去 1 ヶ月以内〉	(1) 回 ／週・月	(2) 回 ／週・月	() 回 ／週・月	(1) 回 ／週・月	() 回 ／週・月	() 回 ／週・月

すべて合計すると… 過去 1 ヶ月 (4) 回 / 週・月 ⇒ ※日頃も同じ 多い・少ない

外出時は杖を使用。ふらつくため左腕を支える。

外出頻度は 1. 週 1 回以上 2. 月 1 回以上（1～3回） 3. 月 1 回未満

特記事項に記載すると

妻の運転で病院（1 回／週）、買い物（2 回／週）へ外出。
職員の送迎でデイサービス（週 1 回）に通う。
外出時は杖を使用。ふらつくため家族や職員が左腕を支える。

介護保険制度の理解

介護保険法では、まず第1条(目的)として、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等による要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている。

この第1条に「尊厳」「有する能力」「自立」「必要なサービス」として、認定調査を行うポイントが記載されている。

また、介護保険法第7条第1項では要介護状態について
「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するものとしている。

介護保険法を第7条第1項の厚生労働省令で定める期間は、**介護保険法施行規則第2条 要介護状態の継続見込期間**において、6月間としている。

また、余命が6月に満たないと判断される場合にあっては、死亡までの間としている。

※要支援状態の期間も6月間(第3条)

まずは介護保険法の目的を確認します。

「尊厳」「有する能力」
「自立」「必要なサービス」
認定調査を行うポイントが記載されています。

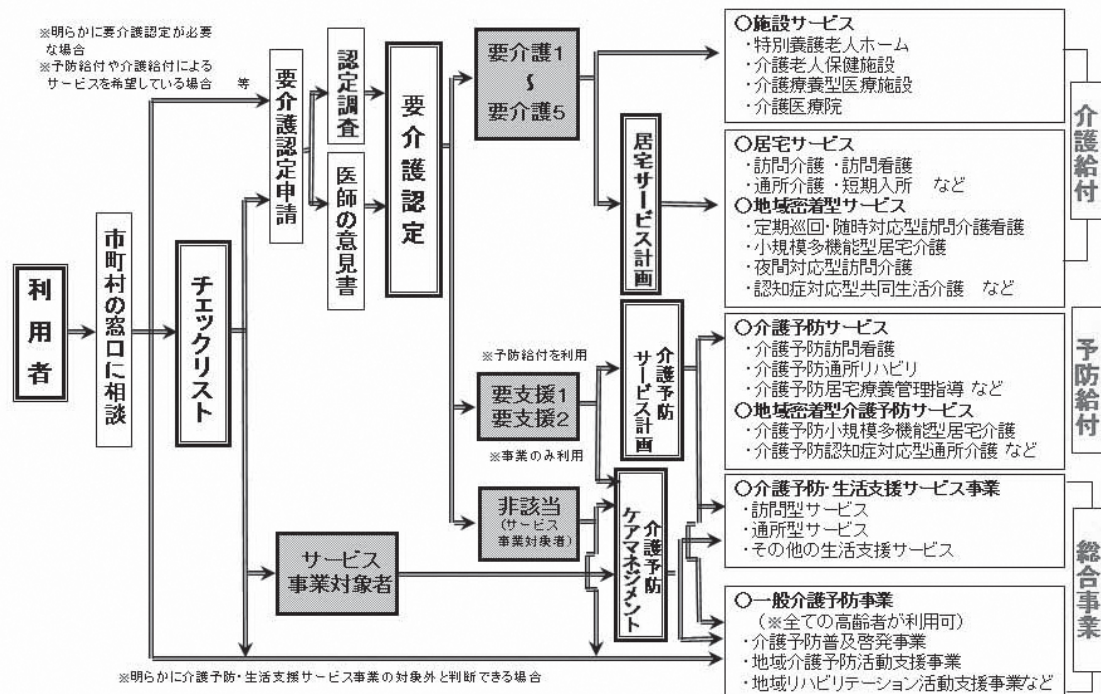
「要介護状態」とは？

厚生労働省令で定める期間

介護サービスの利用の手続き、介護サービスの種類

介護保険における「介護サービスの利用の手続き」と「介護サービスの種類」を確認します。

介護サービスの利用の手続き



介護サービスの種類

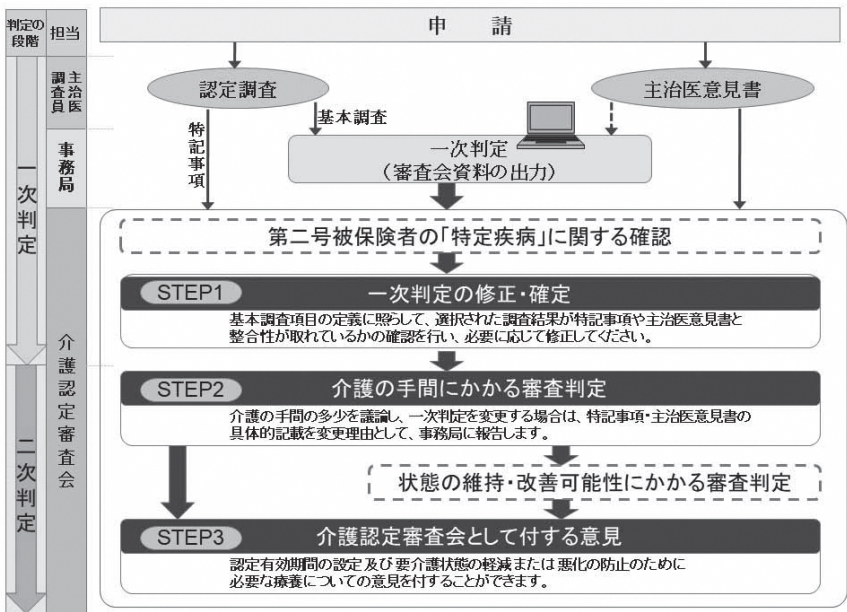
概況調査で利用しているサービスと月単位の利用回数を聞き取ります

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院	◎地域密着型介護サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ◎居宅介護支援
予防給付を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

審査判定の手順

図表5 審査判定手順 〈P15〉



上記、審査手順 STEP1【一次判定の修正・確定】において、審査員が確認するポイント

- ① 調査上の単純ミス(定義と特記事項の不整合)
 - ② 日頃の状況と異なる場合(能力・麻痺拘縮の有無)
 - ③ より頻回な状況で選択している場合(介助の方法)
 - ④ 適切な介助の方法を選択している場合(介助の方法)
 - ⑤ 選択に「迷った」場合
 - ⑥ 特別な医療の項目を選択している場合
 - ⑦ 寝たきり度・認知症自立度
- 明らかに誤りがあると考えられる場合

認定調査員テキストの「定義」「選択基準」「留意点」を理解し、審査会に伝わる特記事項を記入します。

認定調査員は審査に必要な情報を提供する立場

介護認定審査会の役割 【介護の手間の審査】

- ◆ 通常の例と比べて、より長い(短い)時間を介護に要していないか。

【STEP2】

- ◆ 実際に、行われている介助が不適切ではないか。【STEP1-4】



総合的に判断し、一次判定を修正・確定し、必要に応じて一次判定の変更を行うことができる唯一の場「意思決定の場」である。

介護認定審査会において、認定調査員の特記事項は、「基本調査(選択根拠)」の確認と「介護の手間」という2つの視点から活用される。それぞれの目的を果たすため、「選択根拠」、「手間」、「頻度」の3つのポイントに留意し、特記事項を記載します。

審査判定の手順を確認しておきます。一番上の「申請」から「結果通知」まで原則として30日以内です。

個々の審査内容を理解し、特記事項の重要性和記入ポイントを 確認しておきます。

審査手順 STEP1
認定調査員テキストの「定義」「選択基準」「留意点」を理解し、審査会に伝わる特記事項を記入します。

審査手順 STEP2
介護の手間にかかる審査判定

認定調査員は「情報提供者」
介護認定審査会は「意思決定の場」

3つの評価軸

認定調査項目の判定の基準は 3 軸

3つの評価軸の特徴

	能力	介助の方法	有無
主な調査項目	身体的能力 (第1群を中心に10項目) 認知の能力 (第3群を中心に8項目)	生活機能 (第2群を中心に12項目) 社会生活への適応 (第5群を中心に4項目)	麻痺等・拘縮 (第1群の9部位) BPSD関連 (第4群を中心に18項目)
選択肢の特徴	「できる」「できない」 の表現が含まれる	「介助」の 表現が含まれる	「ない」「ある」 の表現が含まれる
基本調査の 選択基準	試行による 本人の能力の評価	介護者の介助状況 (適切な介助)	行動の発生頻度 に基づき選択 (BPSD)※
特記事項	日頃の状況 選択根拠・試行結果 (特に判断に迷う場合)	介護の手間と頻度 (介助の量を把握できる記述)	介護の手間と頻度 (BPSD)※
留意点	実際に行ってもらった 状況と日頃の状況が 異なる場合 「日頃の状況」の 意味にも留意する	「実際に行われている 介助が不適切な場合」	選択と特記事項の基準が 異なる点に留意 定義以外で手間のかかる 類似の行動等がある場合 (BPSD)※

初任者の悩みの1つ「選択肢を迷う場合」

「定義」「選択基準」「留意点」「Q&A」に基づいて確認をしても迷う場合は、「迷ったこと」「迷った理由」「選択根拠」を特記事項に記載しておく、審査手順 STEP1-5で、認定調査員が判断に迷った内容を特記事項で確認し、認定調査員の選択の妥当性について確認・修正など議論し、意思決定が行われます。

基本調査の定義と疑義について

個別の状況に対する「個別の解釈」は、基本的に厚生労働省が提示している「認定調査員テキスト 2009(改訂版)」と「要介護認定等の方法の見直しに係る Q & A」(平成 21 年 9 月 30 日)以外には存在しない。個別の解釈を示した場合、全国すべての調査員が、これら多数の「個別の解釈」を把握しない限り、標準化は進まない。全体のばらつきが、「一次判定に影響を及ぼす」と考えられるような疑義が発生している場合には、必要に応じて「Q&A」を発出する。

調査の実施及び留意点 《認定調査員テキストP6》

◆状況が一時的に変化している場合等で、適切な調査が行えないと判断した時にはその場では認定調査は行わず、状況が安定した後に再度調査日を設定。

認定調査項目は 74 項目あり、
3つの評価軸に分類されて
います。

初任者のお悩みの1つである
選択肢を迷う場合

「定義」「選択基準」「留意点」
「Q&A」に基づいて確認しても
迷う場合は、「迷ったこと」
「迷った理由」「選択根拠」を
特記事項に記載します。



審査手順 STEP1-5で
議論し、意思決定が行われます。

認定調査を始める前に、
必ずご本人の体調確認を
しておきましょう。

有無の評価軸

有無 有無で評価する調査項目(21項目)

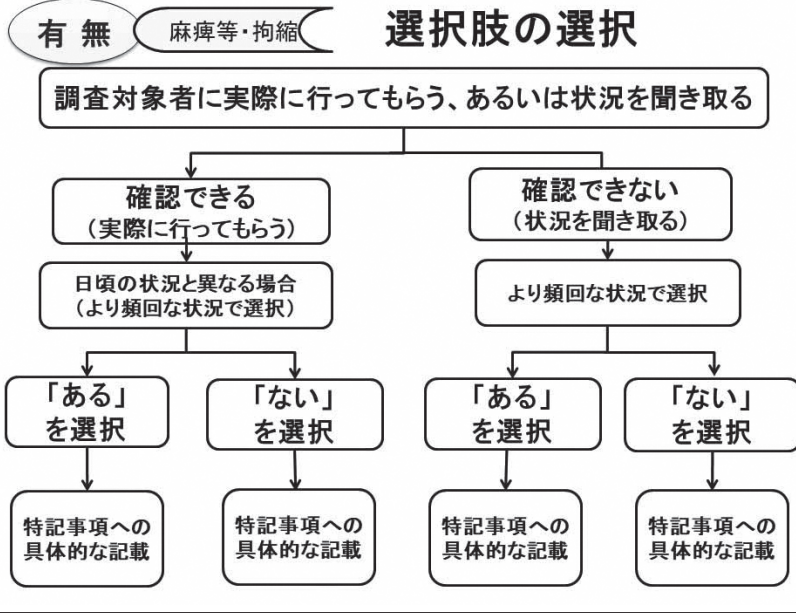
第1群	第4群
1-1 麻痺等の有無 1-2 拘縮の有無	4-1 被害的 4-2 作話 4-3 感情が不安定 4-4 昼夜逆転 4-5 同じ話をする 4-6 大声をだす 4-7 介護に抵抗 4-8 落ち着きなし 4-9 一人で出たがる 4-10 収集癖 4-11 物や衣類を壊す 4-12 ひどい物忘れ 4-13 独り言・独り笑い 4-14 自分勝手に行動する 4-15 話がまとまらない
第2群	
2-12 外出頻度	
第3群	
3-8 徘徊 3-9 外出すると戻れない	
第5群	
5-4 集団への不適応	

有無で評価する調査項目は
21項目

21項目以外に「その他の医療」
も有無に分類されます。

調査事項の選択肢の選択及び「特記事項」記載の流れ

有無の評価軸には「麻痺等・拘縮の有無」「BPSD 関連の有無」2つがあります。



左は「麻痺等・拘縮の有無」の
調査方法です。

概況調査の中で、
「主訴・経過」等を把握し
日常的に使用する機器等を
確認しておきましょう。

概況調査の中で、「主訴・経過」等を把握し、日常的に使用する機器等を確認し、記入します。

第1群 1-1：麻痺等の有無（下肢）

下肢麻痺「あり」が、「はずれ値」を示す要因になりうる調査方法・
判断基準(業務分析データで「はずれ値」を示す要因(一部))

- 1・厳密に水平まで挙上できるかを基準としている場合
(軽度の可動域制限がある場合は、関節の動く範囲で行う)
- 2・背もたれにもたれない状態で確認動作を実施している場合

1-1「麻痺等の有無」

業務分析データで
「はずれ値」を示す要因(一部)

※ 1-1, 1-2 の認定調査員テキストを熟読してください。

以下は SEO 財団 要介護認定平準化チェックシートの一部を抜粋していきます

1-1

(座位の場合) 右手を、肘を伸ばしたままで肩の高さまで持ち上げられますか？
次は、左手をお願いします… (静止した状態で保持)

麻痺等の有無

※麻痺等とは、神経又は筋肉組織の損傷、疾病等により、筋肉の随意的な運動機能が低下又は消失した状況をいう
※麻痺等には、加齢による筋力の低下、その他の様々な原因による筋肉の随意的な運動機能の低下によって、目的とする確認動作が行えない場合が含まれる。傷病名・疾病の程度は問わない
※深部感覚の障害等により、運動にぎこちなさがある場合であっても、確認動作が行えるかどうかで選択する
※関節に著しい可動域制限があり、関節の運動ができないために目的とする確認動作が行えない場合も含む
※軽度の可動域制限の場合は、関節の動く範囲で行う
※意識障害等で、自分の意思で四肢を十分に動かせないために、目的とする確認動作が行えない場合も含む

上肢の挙上

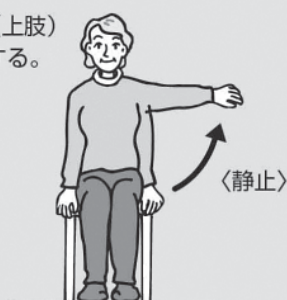
…肘関節を伸ばしたままで、腕を肩の高さまで前方及び横に自分で持ち上げ、
静止した状態で保持できるかどうかを確認する。円背の方はあごくらいまでの高さ。

座位 (①前方と②横のどちらかができなければ「あり」)

①前方に腕 (上肢)
を挙上する。



②横に腕 (上肢)
を挙上する。



仰臥位

〈仰臥位 (仰向け) で行う場合〉
上肢を体側に添っておき、
前方頭上に腕を挙上する。



下肢の挙上

…膝を伸ばす動作により、下肢を床に対して水平位置まで自分で挙上し、
静止した状態で保持できるかどうかを確認する。

座位

①座位で膝が伸ばせ
るかを確認する。
(股関節屈曲位から
の膝関節の伸展)



仰臥位

②仰向けで膝の下に枕等を入れて膝から
下 (下腿) を持ち上げられるかを確認する。
(仰臥位での股・膝関節屈曲位からの膝
関節の伸展)



※大腿部がいすや枕等から
離れないこと
※膝関節に拘縮がある、下
肢や膝関節等の生理学的
な理由等で膝関節の完全
な伸展そのものが困難で
ある場合には、他動的に
最大限動かせる高さまで
挙上でき、静止した状態
で保持できれば「なし」

1. 確認動作が行えた。日頃も行える。麻痺等がない

確認動作は行えなかったが、日頃是可以。
より頻回な状況で選択する

部 位		2. 左上肢	3. 右上肢	4. 左下肢	5. 右下肢	6. その他
確認動作（調査時）		実施 ・ 未実施	実施 ・ 未実施	実施 ・ 未実施	実施 ・ 未実施	①いずれかの四肢の一部（手指・足趾含む）に欠損がある ※欠損の場合1-2の「5」もチェック ※欠損によって目的とする確認動作が行えない場合、欠損している部位の選択肢も選択する ②上肢・下肢以外に麻痺等がある
調査当日 ※頻回な状況で選択	[座 位]	前方 ・ 横	前方 ・ 横	下腿を上げる	下腿を上げる	
	[仰臥位]	前方頭上のみ	前方頭上のみ			
	[座 位]	前方 ・ 横	前方 ・ 横	下腿を上げる	下腿を上げる	
	[仰臥位]	前方頭上のみ	前方頭上のみ			
状 況		麻痺・筋力低下	麻痺・筋力低下	麻痺・筋力低下	麻痺・筋力低下	
支障 ※特記事項へ		着脱 食事 洗身 排泄 料理 掃除	着脱 食事 洗身 排泄 料理 掃除	歩行 移動 入浴 着脱 排泄 外出	歩行 移動 入浴 着脱 排泄 外出	部位・状況等

1-2

右手を、肘を伸ばしたままで肩の高さまで持ち上げられますか？ 次は、左手をお願いします…（他動運動によりできるか…）

拘縮の有無

※動作の開始から終了まで、4～5秒程度の時間をかけてゆっくり動かす

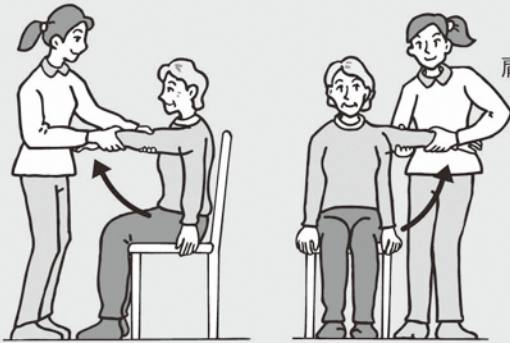
※「拘縮」とは、対象者が可能な限り力を抜いた状態で他動的に四肢の関節を動かした時に、関節の動く範囲が著しく狭くなっている状況

※「拘縮の有無」については、傷病名・疾病の程度、関節の左右や関節の動く範囲の程度、調査対象者の意欲等にかかわらず、他動運動により目的とする確認動作ができるか否かにより確認する

※疼痛のために関節の動く範囲に制限がある場合も含まれる

※左右のいずれかに制限があれば「制限あり」とする

肩関節 座位（前方あるいは横のいずれかに可動域制限がある場合「制限あり」）



肩の高さくらい

〈仰臥位の場合〉

左右の肩を結んだ高さまでの挙上又は、前方に腕を挙上することができなければ「制限あり」

膝関節

（最も負担をかけない“いずれか1つの方法”で確認）膝関節をほぼ真っ直ぐに伸ばした状態から90度程度他動的に曲げる

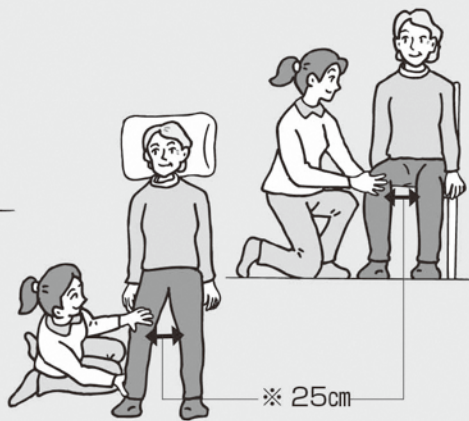


股関節



90°程度

※片足のみの外転によって25cmが確保された場合も「制限なし」とするが、もう一方の足の外転に制限がある場合は特記事項に記載する



※25cm



1. 確認動作は行えなかったが、日頃に行える。
より頻回な状況で選択する。

確認動作が行えた。日頃も、四肢の関節の動く範囲の制限がない。
（自分で行えた・自分ではできないが他動的に可能である）

部 位	2. 肩関節		3. 股関節		4. 膝関節		5. その他
確認動作	実施 ・ 未実施		実施 ・ 未実施		実施 ・ 未実施		
調査当日 〔他動的に…〕	右	左	右	左	右	左	①いずれかの四肢の一部（手指・足趾含む）に欠損がある ※欠損の場合1-1の「6」もチェック ※欠損によって目的とする確認動作が行えない場合、欠損している部位の選択肢も選択する
※頻回な状況で選択	他動・痛み	他動・痛み	他動・痛み	他動・痛み	他動・痛み	他動・痛み	②「肩関節」「股関節」「膝関節」以外に他動的に制限がある場合（腰椎、頸椎など）
	前方	横	屈曲	外転	屈曲	伸展	
日頃	前方	横	屈曲	外転	屈曲	伸展	
支障 ※特記事項へ	着脱 食事 洗身 排泄 料理 掃除		着脱 食事 洗身 排泄 料理 掃除		歩行 移動 入浴 着脱 排泄 外出		部位・状況 左・右

能力の評価軸

3つの評価軸の特徴

	能力	介助の方法	有無
主な調査項目	身体能力 (第1群を中心に10項目) 認知能力 (第3群を中心に8項目)	生活機能 (第2群を中心に12項目) 社会生活への適応 (第5群を中心に4項目)	麻痺等・拘縮 (第1群の9部位) BPSD関連 (第4群を中心に18項目)
選択肢の特徴	「できる」「できない」 の表現が含まれる	「介助」の 表現が含まれる	「ない」「ある」 の表現が含まれる
基本調査の 選択基準	試行による 本人の能力の評価	介護者の介助状況 (適切な介助)	行動の発生頻度 に基づき選択 (BPSD)※
特記事項	日頃の状況 選択根拠・試行結果 (特に判断に迷う場合)	介護の手間と頻度 (介助の量を把握できる記述)	介護の手間と頻度 (BPSD)※
留意点	実際に行ってもらった 状況と日頃の状況が 異なる場合 「日頃の状況」の 意味にも留意する	「実際に行われている 介助が不適切な場合」	選択と特記事項の基準が 異なる点に留意 定義以外で手間のかかる 類似の行動等がある場合 (BPSD)※

能力

能力で評価する調査項目(18項目)

能力で評価する調査項目は

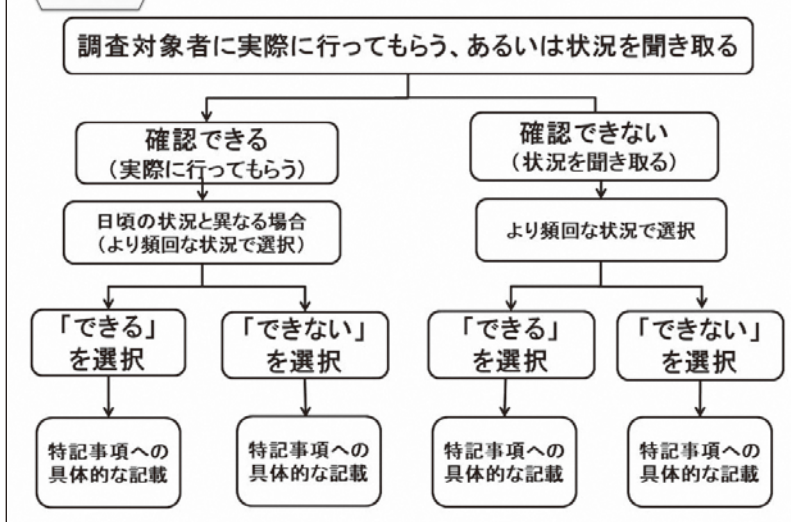
18項目

第1群	第3群
1-3 寝返り 1-4 起き上がり 1-5 座位保持 1-6 両足での立位保持 1-7 歩行 1-8 立ち上がり 1-9 片足での立位 1-12 視力 1-13 聴力	3-1 意思の伝達 3-2 毎日の日課を理解 3-3 生年月日や年齢を言う 3-4 短期記憶 3-5 自分の名前を言う 3-6 今の季節を理解する 3-7 場所の理解
第2群	第5群
2-3 えん下	5-3 日常の意思決定

調査事項の選択肢の選択及び「特記事項」記載の流れ

能力

選択肢の選択



「能力」の確認動作も

危険が無いかを確認

危険があれば日頃の能力を
聞き取ります。福祉用具(補装具や介護用品等)や器具類を使用している場合は、
使用している状況で選択します。

まずは調査員テキストを熟読してください。※以下は SEO 財団 平準化チェックシートの一部を抜粋。
右下の「主訴」が重要。「つかまる理由」「できない理由」を聞き取り、特記事項に記入。

1-3

横たわったまま、左右のどちらかに身体の向きを変える ことができますか？（そのまま安定した状態になること）

質問内容は一例

※日頃（同じ・異なる）

※状況が異なる場合は、より頻回な状況に基づいて選択

寝返り能力 寝返りが自分でできるかどうか ふとん等をかけない状況で判断 上半身のみ向きを変えられる場合も含む	1. つかまらないでできる (一度起き上がり、身体の方 向を変える行為は、寝返りとは考えない)	①(横たわったまま)両側・右側・左側のみ(片側だけでよい) ②声をかければ何もつかまらずゆっくり寝返りをする ③仰臥位にはなれないが、側臥位から、うつ伏せになることはできる
	2. 何かにつかまればできる ◆ゆっくり・時間がかかる	①ベッド柵・ふとんの端・ひも・膝の裏・寝巻き等を持ち、寝返りする ②ベッド柵等につかまれば、上半身のみ向きを変えられる
	3. できない(又は介助が必要) ※2-1リンク	①自分ではできず、日頃は_____が体位交換をしている(_____) ②一定の体位(仰臥位・側臥位(左・右))しかとれない ③一度起き上がり、身体の方 向を変える
	◆実施・未実施 (理由: 体調不良、痛み、動けない、意思疎通困難) ◆肩痛・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・体力低下・円背	

◆の主訴は一例

1-4

起き上がりはできますか？

※日頃（同じ・異なる）

※特殊寝台レンタルの根拠として、ケアプランチェックで「起き上がりの能力」等が使われます

※状況が異なる場合は、より頻回な状況に基づいて選択

起き上がり能力 寝た状態から上半身を起こすことができるかどうか ふとん等をかけない状況で判断 起き上がりの経路については限定しない	1. つかまらないでできる (常時、ギャッチアップの状態にある場合は、その状態から評価)	①習慣的に(身体を支える目的ではなく)ベッド上に手や肘をつきながら起き上がる ②何もつかまらず起き上がる
	2. 何かにつかまればできる ◆ゆっくり・時間がかかる	①ベッド柵・ひも・膝の裏等を持ちながら起き上がる ②身体を支えるために、ふとんにしっかりと手や肘をつきながら起き上がる ③ベッド柵等を持てば起き上がれるが、日頃は電動ベッドを使用
	3. できない(又は介助が必要) (電動ベッドの場合は、この機能を使わない状態で評価)	①自分ではできず、_____が起き上がらせている ②途中まで自分で起きるが、最後に_____が起こしている ③自分では起き上がれず、電動ベッドを使用(本人・_____が操作)
	◆実施・未実施 (理由: 体調不良、痛み、動けない、意思疎通困難) ◆肩痛・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・体力低下・円背	

ギャッチアップの場合は常時であるか

しっかりと加重

1-5

10 分間程度、いす等に座ることができますか？

※日頃（同じ・異なる）

10 分間程度

※状況が異なる場合は、より頻回な状況に基づいて選択

座位保持能力 座位の状態を10分間程度保持できるか 長座位・端座位など、座り方は問わない 洗身・つめ切り 排便・着脱時等の座位は？	1. できる (いすに座る機会がない場合、畳上の座位でも可)	①安定して座れる ②10分間程度は座れる。それ以上は(つかまる・背もたれ等必要) ③車いすを使用中だが、背もたれを身体を支えとしておらず、何かにつかまる必要もない
	2. 自分の手で支えればできる	①手すり・柵・座面・壁・肘かけ(_____)を持てば座れる ②大腿部(膝の上)を手で支え、しっかりと加重していないと座れない
	3. 支えてもらえばできる	①背もたれ・肘かけ・前面の支え(ビーズクッション)も必要 ②上体が後ろに倒れないよう、大腿部の裏側に手を差し入れ、太ももをつかんで座っている ③_____の手で支えていないと、10分間の座位が保持できない
	4. できない	①おおむね1ヶ月にわたり、水平な体位しかとったことがない ②医学的理由(低血圧等)により座位保持が認められていない ③背骨や股関節の状態により体幹の屈曲ができない状態
◆実施・未実施 (理由: 体調不良、痛み、動けない、意思疎通困難) ◆肩痛・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・体力低下・円背		

しっかりと加重

10 分間程度の座位保持の能力を評価。日頃の能力も評価

理由は一例

要介護認定質問受付窓口 to 寄せられる質問
厚生労働省 老健局 老人保健課 要介護認定適正化事業

「能力」の調査項目について

よくある質問

- ・評価軸の理解不足により選択に混乱をする。
例) 「1-5 座位保持」
ほとんど臥床しているが、経管栄養を行うときのみ、1日に3回で30分くらい(1回10分程度)、ベッドをギャッチアップしている。
この場合、座位保持は「支えてもらえばできる」を選択するのですか？

考え方

- ・能力で評価する項目は、当該調査項目の行動等について、確認動作を可能な限り実際に試行し、「できる—できない」の軸で選択を行うことが原則です。
- ・しかしながら、特記事項を見ると、上記質問例のように申請者の生活状況や介助の状況で選択し、当該調査項目の行動等が「できる—できない」の軸で選択が行われていない例が見られます。能力の項目における「日頃の状況」は日頃の介助の状況や日頃の生活ではなく、調査当日以外においても、確認動作を行う能力があるかどうかという視点から評価する点に留意してください。
- ・この他、「立ち上がり」の確認動作を行う際には、安全に十分に配慮し、なるべく周りに何も無い状態で行うと、より正確に把握することが可能です。
(目の前に机があれば、立ち上がりの際に机に手をつくのは自然なこと)

よくある質問

考え方

「日頃の状況」について

第1群 1-5：座位保持

「日頃の状況」について

考え方

「支えが必要」で選択の偏りが発生しやすい
要支援・要介護1レベルで「支えが必要」を選択している調査員には「定義」「留意点」の理解、「選択肢の根拠」など、調査の仕方を確認することも大切。

日頃の状況

日頃の生活(日中は居室のソファーにもたれて過ごしている)ではなく、「日頃の能力」を評価。

確認のポイント

食事摂取時、排便時、洗身時、爪切り時などの姿勢も含めて、日頃の10分間の「座位の能力」を評価していく。

日頃の能力は？

10 秒間程度

質問内容は一例

1-6 平らな床の上で 10 秒間程度、(両足で) 立つことはできますか？

※日頃 (同じ・異なる)

※片足が欠損・拘縮の方は、片足での立位保持の状況で選択

※状況が異なる場合は、より頻回な状況に基づいて選択

立位保持能力 10秒間程度立位を保持できるか 立ち上がるまでの行為は含まない	1. 支えなしでできる ◆義足・装具等の使用 (有・無)	①安定してできる ②不安定だが 10 秒間程度は可能 (それ以上は、_____につかまっている)
	2. 何か支えがあればできる ◆ゆっくり・時間がかかる	①壁・手すり・杖・歩行器等につかまれば (寄りかかれれば) できる ②自分の両膝などに、しっかりと手をつけば立てる
	3. できない (又は身体を支える)	①介護者の手で常に支える必要がある ②支えても () 秒しかできない (10 秒未満) ③まったく立位保持はできない
◆実施・未実施 (理由: 体調不良、痛み、動けない、意思疎通困難) ◆腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・体力低下・円背		

要因は一例

1-7 5m程度、継続して (立ち止まらず) 歩くことはできますか？

※日頃 (同じ・異なる)

※状況が異なる場合は、より頻回な状況に基づいて選択

5 m程度

歩行能力 5m 程度継続して歩くことができるか 歩幅や速度は問わない 視覚障害者が身体を支える目的ではなく、方向を確認する目的で杖等を用いる場合は「1」をチェック	1. つかまらないでできる	①安定して歩行できる ②5m程度は歩行できる (それ以上は、_____につかまっている) ③歩行できるが、安心のため日頃は杖 (歩行器等) を使用 ④全盲 (弱視) のため、方向確認のため杖を使用 (物を運って歩く)
	2. 何かにつかまればできる ◆ゆっくり・時間がかかる	①杖・四点杖・ロフトストランド杖・歩行器・ () を使用 ②壁・物・手すりを伝い歩行している ③自分の両膝につかまり歩行している ④_____に支えられて歩く
	3. できない (又は介助が必要) ※日頃は車いす・ストレッチャー ※医療上の必要により、歩行制限がある	①5m程度は歩けない・歩行制限がある→ (0・1・2・3・) m くらい ②実用的な歩行はできない・リハビリ時のみ平行棒につかまり () m 歩ける ③呼吸困難等のため、途中で (座り込む等) 休憩が必要 (1・2・3・) m
◆実施・未実施 (理由: 体調不良、痛み、動けない、意思疎通困難) ◆ふらつく・転倒・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・体力低下・円背		

歩行能力は？

ふらつく理由は？

1-8 いす等からの「立ち上がり」はできますか？

※日頃 (同じ・異なる)

※状況が異なる場合は、より頻回な状況に基づいて選択

立ち上がり能力 立ち上がりができるかどうか 膝をほぼ直角に屈曲して座った状態からの立ち上がり	1. つかまらないでできる	①習慣的に物につかまる (しっかりと加重して立ち上がるまでではない)
	2. 何かにつかまればできる ◆ゆっくり・時間がかかる	①ベッド柵・肘かけ・テーブルに強く手をつき立ち上がる ②_____を支えにして自分で立ち上がる (引き上げられる状況ではない) ③自分の両膝に手をついて、上肢に力を入れて立ち上がる ④いすの座面を後ろに押し出すようにして、上肢に力を入れて立ち上がる (立ち上がる際に、座面に身体を支える目的で加重している場合は「2」)
	3. できない	①_____が身体の一部を支えている ②_____が引き上げる ③支えても立ち上がれない
◆実施・未実施 (理由: 体調不良、痛み、動けない、意思疎通困難) ◆ふらつく・転倒・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・体力低下		

膝をほぼ直角

ふらつく理由は？

1-9 平らな床の上で、1 秒間程度、片足で立つことはできますか？

※日頃 (同じ・異なる)

※状況が異なる場合は、より頻回な状況に基づいて選択

片足での立位保持能力 1 秒間程度平衡を保てるか	1. 支えなしでできる	①右足・左足で可能 ②1 秒程度はできる (それ以上はつかまる)
	2. 何か支えがあればできる	①壁・手すり・いすの背・杖等につかまれば (寄りかかれれば) できる
	3. できない (介助があれば可)	①_____が常に支える必要がある ②まったく片足立位はできない (寝たきり)
◆実施・未実施 (理由: 体調不良、痛み、動けない、意思疎通困難) ◆腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・体力低下・円背		

介助の方法の評価軸

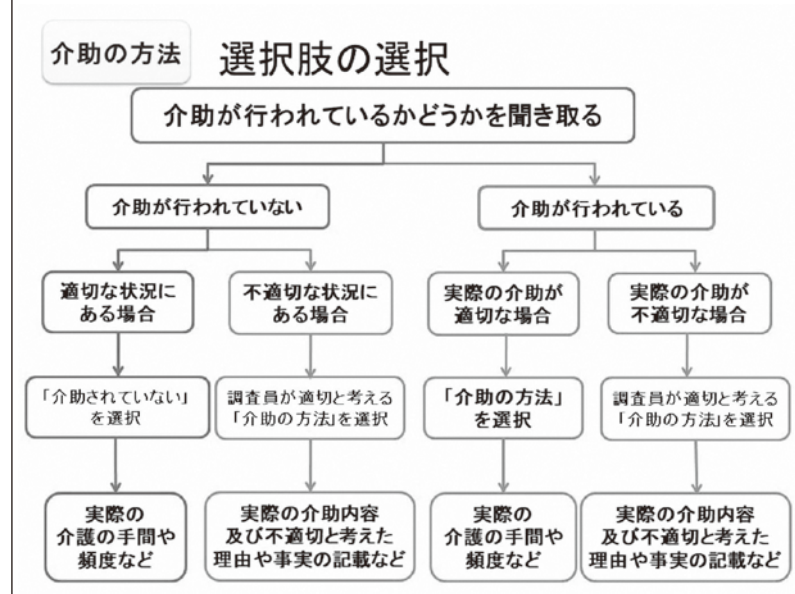
3つの評価軸の特徴

	能力	介助の方法	有無
主な調査項目	身体的能力 (第1群を中心に10項目) 認知的能力 (第3群を中心に8項目)	生活機能 (第2群を中心に12項目) 社会生活への適応 (第5群を中心に4項目)	麻痺等・拘縮 (第1群の9部位) BPSD関連 (第4群を中心に18項目)
選択肢の特徴	「できる」「できない」 の表現が含まれる	「介助」の 表現が含まれる	「ない」「ある」 の表現が含まれる
基本調査の 選択基準	試行による 本人の能力の評価	介護者の介助状況 (適切な介助)	行動の発生頻度 に基づき選択 (BPSD)※
特記事項	日頃の状況 選択根拠・試行結果 (特に判断に迷う場合)	介護の手間と頻度 (介助の量を把握できる記述)	介護の手間と頻度 (BPSD)※
留意点	実際に行ってもらった 状況と日頃の状況が 異なる場合 「日頃の状況」の 意味にも留意する	「実際に行われている 介助が不適切な場合」	選択と特記事項の基準が 異なる点に留意 定義以外で手間のかかる 類似の行動等がある場合 (BPSD)※

介助の方法 介助の方法で評価する調査項目 (16項目)

第1群	第5群
1-10 洗身 1-11 つめ切り	5-1 薬の内服 5-2 金銭の管理 5-5 買い物 5-6 簡単な調理
第2群	
2-1 移乗 2-2 移動 2-4 食事摂取 2-5 排尿 2-6 排便 2-7 口腔清潔 2-8 洗顔 2-9 整髪 2-10 上衣の着脱 2-11 スボン等の着脱	

調査事項の選択肢の選択及び「特記事項」記載の流れ



実際に行われている介助が
不適切な場合

一番下のフローチャートを
ご覧ください。

実際に行われている介助が
不適切な場合
「適切」「不適切」を評価

介護の手間や頻度も
聞き取ります。

「実際に行われている介助が不適切」と考えられる場合

最初の「概況調査」の時に独居、家族状況等を把握しておくことで、実際の介助の方法が「適切」「不適切」の評価に活かしていくことができます。

- 独居や日中独居等による介助者不在のために適切な介助が提供されていない場合
- 介護放棄、介護抵抗のために適切な介助が提供されていない場合
- 介護者の心身の状態から介助が提供できない場合
- 介護者による介助が、むしろ本人の自立を阻害しているような場合 など

適正化事業(全国)で多かった指摘【認定調査】

●「介護の手間」が記載されていない「特記事項」

「介助の方法」の項目や「BPSD 関連」の項目では、「介護の手間」に関する記載が審査判定において最も重要な記述となるが、具体的な記載がないものがみられる。

●「頻度」が記載されていない「特記事項」

具体的な「介護の手間」が記載されていても、その頻度が明確でない場合が多くみられる。排尿や移動など個人差が発生しやすい項目では「頻度」の記載が重要である。

●「適切な介助」で選択した場合の「判断理由」

「介助の方法」の項目については、実際に行われている介助が不適切であると判断した場合は、「その理由」を記載した上で、「適切な介助」(必要と判断される介助)を選択できるが、「不適切と判断した理由や、選択した介助が適切であると判断した理由」が不明なものがみられる。

再確認

介護保険法第1条(目的)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に

起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

「尊厳」「有する能力」「自立」「必要なサービス」
認定調査を行うポイントが記載されています

メモ

1 群

質問内容は一例

1-10 お風呂場で身体を洗う時、どなたかにお手伝いしてもらっていますか？

※自宅・通所先・訪問入浴・器械浴・シャワー浴・清拭

※入浴回数（ 回 / 週）

※洗髪、洗顔、入浴行為は含まない

※介助が不適切な場合、適切な介助の方法を選択する

洗身 介助	1. 介助されていない (介護抵抗等のため、適切な介助が提供されていない場合「適切な介助」を選択)	①自分で洗うが、時間がかかる ②洗いやすい洗身ブラシ等の自助具を使用する	介助の理由が大切
浴室内で、スポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うことだが、石鹸等が付いていなくても、あくまでも体を洗う行為そのものについて介助が行われているかどうかで選択を行う	2. 一部介助（見守り等） (石鹸等を付ける行為への介助ではなく、身体の各所を洗う行為について評価)	①（ ）のため、 が身体の一部（背中・足・ ）を洗う・洗身し直す ②自分で洗うが、（ ）のため が見守りをしている ③独居等で介護者がいない。自分で洗っているが（ ）のため、（背中・足）等は洗えていない。（汗疹・痒み・ ）があり、一部介助が必要と考え「2. 一部介助」を選択する	
	3. 全介助	①（ ）のため、 がすべて洗っている。自分で洗うことができない ②自分で洗えないので がすべてを洗身し直す	
	4. 行っていない	①日常的に洗身を行っていない ②（ ）のため、（自分で、 ）が清拭をしている	
	◆肩痛・肘痛・手指の痛み(変形)・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・視力・意欲・理解・不十分・業務の都合・倦怠感		

1-11 つめを切る時は、どのようにしていますか？ お手伝いしてもらっていますか？

※つめ切り回数（ 回 / 月）

※介助が不適切な場合、適切な介助の方法を選択する

つめ切り 介助	1. 介助されていない (介護抵抗等のため、適切な介助が提供されていない場合「適切な介助」を選択)	①自分で行うが、時間がかかる ②自助具で切りやすいつめ切り（つめやすり）を使用する ③デイサービスの職員が入浴後に手足とも切っているが、自宅では自分ですべて切っている。適切な介助の方法で「1. 介助されていない」を選択する
体調等で介助の方法が異なる場合はおおむね過去1ヶ月の状況で、より頻回な状況で選択する (1ヶ月はつめ切りのみ) つめがない場合等は、四肢の清拭等の状況で代替して評価する ※類似行為評価	2. 一部介助（見守り等） ※切った場所の掃除は含まない	①自分で切るが、（ ）のため、つめ切りの準備を が介助 ②（ ）のため、手（右、左）、足（右、左）を が介助 ③自分で切るが、（ ）のため、つめを切る時に が見守り・指示をしている ④自分で切るが、切ったつめを が捨てている ⑤独居等で介護者がいない。自分で切っているが（ ）のため、（足・麻痺側・ ）等は介助が必要と考え「2. 一部介助」を選択する
	3. 全介助	①（ ）のため がすべてのつめを切っている（適切な介助？） ②自分で切るが不十分なので がすべてのつめを切り直している
◆深づめする・つめが硬い・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・視力・理解・危険・意欲・業務の都合・倦怠感		

行為が発生しない場合
つめ切りは「類似行為で評価」

介助の方法の項目「一連の行為」に含まれないものを理解しておきましょう。含まれないものであっても「介護の手間」が発生していれば頻度と主に特記事項に記入。

適切な介助かどうかは、介助の理由が重要。
特記事項にも主訴と連動しながら、介助の理由を記入していきましょう。

メモ

「能力」の評価軸に戻ります。

1-12

普段使用している眼鏡などを使用した状況で、新聞や雑誌などの文字は見えますか？※確認表は本人の正面に置く

「普通」とは※より頻回な状況で選択する

視力能力	1. 普通（新聞・雑誌などの字が見え、日常生活に支障がない程度の視力を有している） 2. 約 1m 離れた視力確認表の図が見える（新聞・雑誌などの字は見えない） 3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える（約 1m 離れた視力確認表の図は見えない） 4. ほとんど見えない（全盲・明暗のみ） 5. 見えているのか判断不能（認知症等で意思疎通ができない）	①眼鏡・拡大鏡使用 ②右・左の視力の差 ③視野狭窄・視野欠損なども含まれる（右・左）
------	--	--

視力を評価
十分な明るさを確保
知的能力は問わない

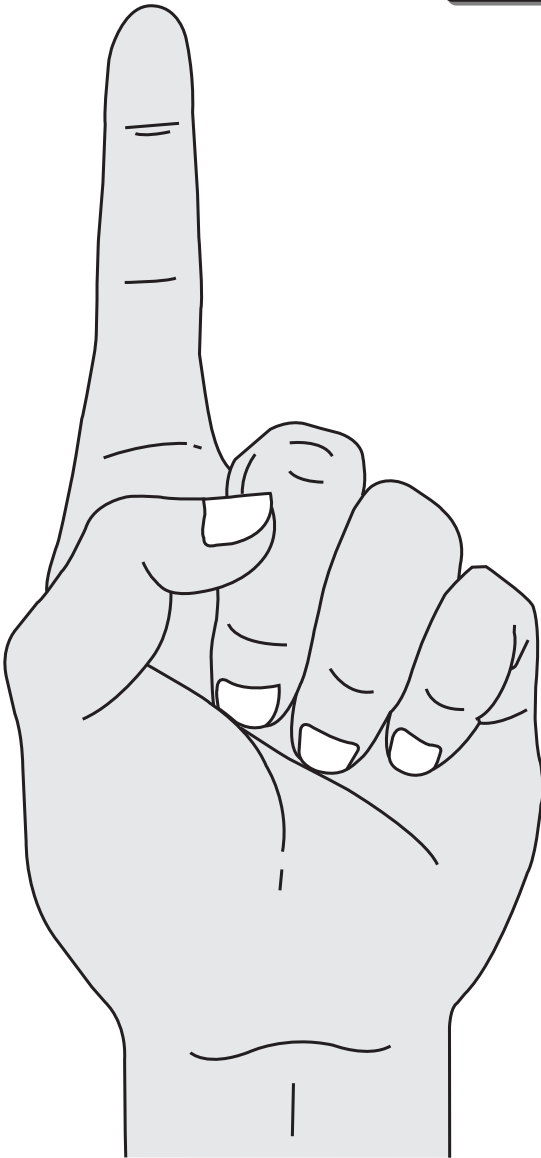
1-13

耳はよく聞こえますか？ 聞き間違えたりしませんか？（補聴器使用の方は、使用した状況で評価）※より頻回な状況で選択する

聴力能力	1. 普通（普通に聞きとれる。日常生活における会話において支障がない） 2. 普通の声がやっと聞きとれる（聞きとりにくく、聞き間違えたりする） 3. かなり大きな声なら何とか聞きとれる（耳元で大きな声で話す等） 4. ほとんど聞こえない 5. 聞こえているのか判断不能（認知症等で意思疎通ができない）	①補聴器使用 ②右・左の聴力の差 ※声で話す、音を出して反応を確かめる等の方法で評価
------	--	--

聞こえるかどうか
身振りでも可
耳で聞いた内容の
理解等の知的能力を
問うものではない

声で話す、
音を出して
反応を確かめる



メモ

介助の方法 介助の方法で評価する調査項目 (16項目)

第1群	第5群
1-10 洗身 1-11 つめ切り	5-1 薬の内服 5-2 金銭の管理 5-5 買い物 5-6 簡単な調理
第2群	
2-1 移乗 2-2 移動 2-4 食事摂取 2-5 排尿 2-6 排便 2-7 口腔清潔 2-8 洗顔 2-9 整髪 2-10 上衣の着脱 2-11 スボン等の着脱	

2 群

質問内容は一例

2-1 (いす・トイレ等に) 乗り移る時は、日頃どのようにして いますか？ お手伝いはしてもらっていますか？ (1-8リンク)

移乗	(いす・車いす・ポータブル・トイレ・体位交換時の移乗・シーツ交換時の移乗・移乗の機会がない)	
介助	1. 介助されていない	①ベッド柵・杖・手すりにつかまり一人で移乗している ②畳の生活。這って一人で移乗している(仰向けでも可)
移乗の介助が行われているかどうか 義足や装具、歩行器などの準備は介助の内容に含まれない	2. 見守り等	①_____が常時の付き添いの必要がある「見守り」をしている。確認・指示・声かけ ②動作にあわせて、_____が車いす等をお尻の下に差し入れている ③独居等で介護者がおらず、移乗時の転倒が多い(足にアザ)。移乗時に常時の見守り等が必要と判断し、「2. 見守り等」を選択する
「移乗」の機会がない場合は、「移乗」の行為が生じた場合を想定し、適切な介助を選択	3. 一部介助	①()のため、_____に体幹・腰を支えられて移乗している ②()のため、_____に手を引かれて移乗している
	4. 全介助 (自分で移乗ができない)	①_____に抱えられて移乗している ②移乗の機会はないが、体位交換・シーツ交換時に臀部を浮かす介助を受けている ③(医学的な理由から、)移乗の機会がない。四肢ともに筋力低下が顕著。(車いす・ストレッチャー・)等には、抱える介助が適切と判断し「4. 全介助」を選択する
	※より頻回な状況で判断 ◆ふらつく・転倒・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・意欲・視力・理解・業務の都合・倦怠感	

常時の付き添い

移乗の機会が無い場合

介助理由は一例

メモ

2-1 移乗

● 軽度者の移乗をどう考えるか。

※定義されている「移乗」行為がない場合は「調査対象の行為が発生しない場合」の規定と同様に考える。

● 移乗の類似行為は存在するか？

※「ベッド→歩行→便座(着座)」は移乗行為ではない。

※移乗の規定：「ベッドから車いす(いす)へ」「車いすからいすへ」

「ベッドからポータブルトイレへ」「車いす(いす)からポータブルトイレへ」

「畳からいすへ」「畳からポータブルトイレへ」「ベッドからストレッチャーへ」等

でん部を移動させ、いす等に乗り移ること。

● 体位交換の取り扱い

※最重度者における体位交換の特記事項については、

「1-3：寝返り」(能力の項目)よりも、「2-1：移乗」(介助の方法の項目)に頻度と共に記載するほうがわかりやすい。

解説

「実際の介助の方法」が不適切な場合のポイント

「不適切」と考える理由は特記事項に記載する。

- ・理由が明記されていないと、審査会委員は、調査員の判断が妥当かどうか確認することができない。
(理由の有無は、特記事項チェックの最大のポイントの一つ)

介助の「適切性」は総合的に判断する。

- ・独居、老々介護のみを理由に判断するものではない。
- ・単に「できる - できない」といった個々の行為の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態なども含めて、総合的に判断する。
- ・生活の中で行われる介助は、本人の生活習慣などにも影響を受ける。

【再確認】これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う(後略)(介護保険法第1条)

メモ

2-2

トイレや浴室等に移動する時は、お手伝いしてもらっていますか？

※外出行為は含まない ※移動の手段は問わない

※「実際の介助の方法」の適切・不適切も確認

移動	移動先	トイレ等	食堂	居間	洗面所	風呂場	リハビリ室
回数	回/日	回/日	回/日	回/日	回/日	回/週	回/週
(日頃、過ごしている場所は?) ⇒ 寝室・リビング・食堂							
移動の介助が行われているかどうか	歩く〈見守り・杖(手すり)・歩行器・押し車・支える・抱える〉・車いす〈自操(見守り)介助〉・ストレッチャー						
「移動」の機会がない場合は、「移動」の行為が生じた場合を想定し、適切な介助を選択	1. 介助されていない ◆ゆっくり・時間がかかる		① () を使用し移動する ② 壁(手すり)を支えにして移動する ③ 車いすを自分で駆動している→左・右(手・足)で駆動				
	2. 見守り等		① が常時の付き添いの必要がある「見守り」をしている。 確認・指示・声かけ				
	3. 一部介助		① が、手を添える ② が、身体を支える ③ が、敷居などの段差で車いす・歩行器などを押している ④ が、コーナーを回る時に、支えたり、車いす・歩行器などを押している ⑤ 途中まで介助すると、後は自分で移動する ⑥ 途中で動けなくなるので、最後は が介助				
	4. 全介助 (自分で移動ができない) ※医学的理由から移動が禁止されている		① が、常に車いす(ストレッチャー)を押す ② が、抱えて移動する ③ (医学的な理由から、) 移動の機会がない。四肢ともに筋力低下が顕著であり、(車いす自走はできない・ストレッチャーが必要・と判断し、「4. 全介助」を選択する				
車いす使用の時 車いす等に移乗したあとの移動について 選択	※より頻回な状況で判断 ◆ふらつく・転倒・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・意欲・視力・理解・業務の都合・倦怠感						

移動場所と移動状況
頻度、個々の手間量を
確認

常時の付き添い

介助理由は一例

第2群 2-2：移動

移動は日常生活に関する総合的な調査項目

一各調査項目の聞き取りで総合的に把握する(特に排尿)。

一想定される場面

・自宅内での移動(食事、トイレ、台所、来客時など)

・入浴時：通常時に介助がない場合でも施設やデイサービスなどの大浴場での対応が異なる場合がある。

・移動の機会を特定することが重要(=活動性や頻度を把握することができる)

・外出時の移動や転倒等の頻度について丁寧な聞き取りを行う(特に軽度者)

一定義上、「外出時」の移動は、評価の対象に含まれない(基本調査の選択には含まれない)ものの、外出時の介助は、特に軽度者の介護の手間にかかる審査判定において議論されることが多いことから、「2-12：外出頻度」などと関連づけて特記事項を記載することが望ましい。

一「2-2 移動」で「介助されていない」を選択する場合でも、転倒等の頻度により、申請者に必要な「機能訓練」に関する評価が異なる可能性がある。

移動場所と頻度、個々の手間量を
確認7-1 寝たきり度
起居動作・移乗・移動場所と
頻度、外出等を確認

※調査日よりおおむね過去1週間の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

ランク J	日常生活はほぼ自立 独力で外出する	1	公共交通機関を利用して積極的に外出。またかなり遠くまで外出
		2	隣近所への買い物や老人会等への参加等(町内の距離程度)
ランク A	屋内の生活はおおむね自立 介助なしには外出しない	1	ほとんどベッドから離れて生活。比較的多く介助で外出する
		2	寝たり起きたりの生活で、まれにしか外出しない
ランク B	屋内の生活は何らかの介助を要し、 日中もベッド上での生活が主体で あるが、座位を保つ	1	介助なしに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
		2	介助のもと移乗。食事または排泄も介助
ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、 着替えにおいて全面的に介助を要する	1	寝返りはできる
		2	自力で寝返りはできない。ベッド上で常時臥床
自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2			
選択根拠：			

2-3

食事の時、飲み込みは自然にできますか？（食物）

※「能力」の項目であるが、必ずしも試行する必要はない。おおむね1週間の状況において頻回な状況や日頃の状況で選択
※嚥しゃく（嚥むこと）や口腔内の状況を評価するものではない。

えん下	◆日頃の食事は 普通食・やわらかめ・きざみ食・ミキサー食・流動食・経管栄養・中心静脈栄養	
能力	1. できる	①（普通食・ ）では飲み込みが悪かったが、現在の食事の形態では自然に飲み込んでいる
飲み込むという行為ができるか	2. 見守り等 ※「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合	①自然に飲み込みにくく が見守る（指示をする・背中をさする・水を飲む） ②えん下ができたりできなかったりする（より頻回な状況で判断） ③口の中にため込み、飲み込まないため が声かけをする ④飲み込みにくく、喉に詰まることがある（必ずしも見守りが行われる必要はない）
日頃の食物形状で判断し、その状況を「特記事項」へ	3. できない （えん下ができない）	①経管栄養（経鼻・胃ろう）《2-4・その他の医療の9リンク》 ②中心静脈栄養《2-4・その他の医療の2リンク》
のどの飲み込みの状況を確認“ごっくん”	※経管栄養でも、日頃、飲み込みができれば、「1」か「2」を選択	

2-4

食事の時に、見守りやお手伝いをしてもらっていますか？

※「実際の介助の方法」の適切・不適切も確認 ※食事時間（ ）分

食事摂取	「適切」「不適切」を評価	
介助	1. 介助されていない 箸・スプーン・自助具を使用（右手・左手）	①1人で摂取できている（見守りは不要） ②朝食等のみ（ ）の介助を受けるが、他の2食は自立している
「食物を摂取する」一連の行為	2. 見守り等 ※皿の置き換えも含まれる（介助は適切か…）	①食事中 が常時の付き添いの必要がある「見守り」をしている（理由・頻度は？） ②食事中 が皿の置き換えをしている（理由・頻度は？） ③独居等で介助者がいない。（ ）の状況であり「2 見守り等」を選択
（食物を）食器から口に入れるまでの行為	3. 一部介助 ※食卓でほぐす・小さく切る・スプーンに乗せる等も含む	①自分で食べるが、最後は が食べさせる（理由・頻度は？） ②初めに食べさせると、後は自分で食べている（理由・頻度は？） ③自分で食べているが、 が食卓で食べやすいように介助している（理由・頻度は？）（食卓で小さく切る・ほぐす・皮をむく・魚の骨をとる等） ④ が、スプーン等に食べ物を乗せる介助をしている（理由・頻度は？）
状態が異なる場合、より頻回な状況で選択	4. 全介助 ※経管栄養・中心静脈栄養の介助がされている場合も含む	① が全介助 ②経口摂取は禁じられており、 が経管栄養・中心静脈栄養のための注入介助をしている（ ）回/日 《看護師等が介助の場合は「医療2・9」リンク》
食事の量、適切さを評価する項目ではなく、「食事摂取」の介助が行われているかどうかを評価する	※調理・配膳・いすに座らせる・エプロンをかける・後片付け・食べこぼしの掃除などは含まれない ◆こぼす・箸が止まる・肘や手の痛み・麻痺・筋力低下・振戦・視力・意欲・無関心・理解・業務の都合・倦怠感	

より頻回な状況で判断

理由は？
頻度は？

介助理由は一例

特記例

2-4 食事摂取 【3・一部介助】

朝は体調が良いため、自分で箸を持って摂取できており、家族の見守りの必要はない。
昼から夜にかけて肘の痛みが強くなるため、
昼食と夕食は、家族が食卓で小さく切ったり、ほぐしたりする介助をしている（1時間）。
食事の摂取は箸を使用し時間をかけながら、自分で食べることができている。
より頻回な状況から、「一部介助」を選択する。

適正な介助かどうかは、介助の理由が重要
特記事項に主訴と連動させながら、
介助の理由を記入していきましょう。

2-5,6 排尿や排便の時に、お手伝いをしてもらっていますか？

※「実際の介助の方法」の適切・不適切も確認 ※「排せつ支援加算」でも使用される

質問は一例
(羞恥心・自尊心に
ご配慮を)

介助 2-5 排尿 (○を付ける)		排泄場所	介助 2-6 排便 (○を付ける)	
トイレ・ポータブル・尿器・おむつ パッド・カテーテル (留置・間欠導尿) 人工透析 (腹膜灌流)・集尿器	回 日	昼 ※透析の方・排尿 (有・無)	トイレ・ポータブル・便器・おむつ パッド・摘便・浣腸・人工肛門(ストーマ) ()	回 日・週
トイレ・ポータブル・尿器・おむつ パッド・カテーテル (留置・間欠導尿)	回 日	夜	トイレ・ポータブル・便器・おむつ パッド・摘便・浣腸・人工肛門(ストーマ)	日・週

より頻回な
状況で判断

(昼・夜が多い)

昼と夜で、介助の内容が違う場合は、頻度の多いほうで以下を判断

(昼・夜が多い)

★尿意 (ある・ときどき・ない)	行為	※移動・移乗は評価しない	行為	★便意 (ある・ときどき・ない)
見守り・指示等	有・無	◆トイレ等への誘導するための確認・声かけ等	有・無	見守り・指示等
介助なし 見守り・指示等 介助	有・無	◆ズボン・パンツの上げ下げ	有・無	介助なし 見守り・指示等 介助
見守り・指示等 介助	有・無	◆トイレ等への排泄時に腹部を押す等の行為	有・無	見守り・指示等 介助
介助なし 見守り・指示等 介助	有・無	◆陰部・肛門部の清拭 (拭く)	有・無	介助なし 見守り・指示等 介助
介助なし 見守り・指示等 介助	有・無	◆トイレの水洗・尿器・便器等の掃除 (一括でも可)	有・無	介助なし 見守り・指示等 介助
介助なし 見守り・指示等 介助	有・無	◆おむつ・パッド・紙パンツの交換 (頻度)	有・無	介助なし 見守り・指示等 介助
介助なし 見守り・指示等 介助	有・無	◆カテーテルの準備・後始末・バック内の尿の始末		
		◆人工肛門(ストーマ)袋の準備・交換・後始末	有・無	介助なし 見守り・指示等 介助

排尿・排便は
トイレ等への
誘導等を含む

理由は？
頻度は？

2-5 排尿

1. 介助されていない

2. 見守り等

3. 一部介助

4. 全介助

2-6 排便

1. 介助されていない

2. 見守り等

3. 一部介助

4. 全介助

※使用したポータブルトイレなどの後始末を一括して行う場合は、直後かどうかや、回数にかかわらず後始末として評価

※失禁した場合の衣服の更衣に関する介助は「2-10 上衣・2-11 ズボン」で評価

※人工透析を行い、排尿がない場合は(排尿の)介助自体がなく「1. 介助されていない」を選択

※浣腸や摘便等の行為そのものは含まれないが、これらの行為に付随する排便の一連の行為は含む

(例) 週1回看護師が摘便する。ズボン等の上げ下げ、肛門の清拭に介助をしており「4. 全介助」を選択

(例) 人工肛門で、ストーマ袋の準備・片付けは介護者。ストーマ袋の交換は本人。「3. 一部介助」を選択

●失禁時の「適切な介助の方法」の考え方

○失禁の原因がどこにあるかによって「適切な介助の方法」を検討する
調査項目が異なる。

◆トイレまでの移動に介護が必要な場合は「2-2 移動」

◆ズボンの上げ下げ・トイレへの誘導の声かけが必要な場合は「2-5 排尿」「2-6 排便」

一連の行為を理解し
「適切」「不適切」を
評価していく

○独居等で失禁時の対応を自身で行っている場合の評価

適切にできているのかという点を十分に確認

○認定調査員が「不適切」と判断する場合は、そのように判断する

具体的な理由や事実を特記事項に記載した上で、選択の妥当性について審査会の判断をあおぐ。

特記例

2-5 排尿【一部介助】

尿意はあり、ベッド横のポータブルトイレを使用し
自分で排尿している。

ズボンの上げ下げ、拭く行為などは、見守りなく
自分ですべて行っている(10回/日)。

下肢の筋力低下があり歩行が不安定なので、
自分でポータブルトイレの後片づけができず、
家族が1日に1回程度、まとめて片づけをしている。

特記例

2-5 排尿【介助されていない】

尿意はあり、昼間(6回)は居室横のトイレで
介助なく排尿できている。

夜間(2回)はベッド横のポータブルトイレを使用し
自分で排尿している。

夜間から朝にかけて膝の痛みが特に強く、
自分でポータブルトイレの後片づけができず、
家族が翌朝1回、まとめて片づけをしている。
頻度から「1. 介助されていない」を選択する。

2-7 歯磨きはどうにしていますか？ お手伝いはしてもらっていますか？

※「生活習慣や介護抵抗などでしていない」⇒適切な「介助の方法」を選択する

※①すべて自分の歯 ②部分義歯＋残歯 ③全義歯 ④歯、義歯もない

※「実際の介助の方法」の適切・不適切も確認

口腔清潔

介助

一連の行為
「歯ブラシやうがい
用の水を用意」
「歯磨き粉を歯ブラシ
に付ける等の準備」
「義歯をはすす」
「うがいをする」等

※歯磨き粉を付けな
い、口腔清浄剤等
使用の場合も

1. 介助されていない

- ①自分ですが、時間がかかる。歯磨き粉を付けない場合も含む
②事前に_____が誘導すると、後は自分で行っている

2. 一部介助 (歯磨き中の見守り・指示)

※洗面所への誘導・移動、
洗面所周辺の掃除等は
含まない

- ①歯ブラシ・水の準備を_____が介助。後は自分で行う
②少しは自分で磨くが不十分。不十分な所を_____が介助
③全義歯。自分ではさすが、_____が手入れをする
④_____が義歯をはすすが、自分で手入れをする
⑤自分で磨くが、歯磨き中に_____が見守り・指示をしている(理由は?)
⑥_____が磨き残しの確認をする(理由は?)
⑦独居等で介助者がいない。自分で磨いているが(_____)のため不十分。
(上・下・奥)の介助が必要と考え、「2.一部介助」が適切と判断した

3. 全介助

- ①_____がすべて磨いている
②全義歯。はすす行為も手入れも_____がしている
③自分で磨くが、_____がすべて磨き直す。うがいも介助している
④_____が歯を磨いてあげ、口元までコップを持って行ってあげると、本人は
口をすすぎ、吐き出すことはしている

「適切」「不適切」を
評価していく

洗面所への誘導等は
含まない

◆肩痛・肘痛・手指の痛み(変形)・麻痺・筋力低下・視力・理解・意欲・業務の都合・倦怠感

2-8 顔を洗う時、お手伝いはしてもらっていますか？

※「生活習慣や介護抵抗などでしていない」⇒適切な「介助の方法」を選択する

※「実際の介助の方法」の適切・不適切も確認

洗顔

介助

洗顔の介助が行われ
ているかどうか

一連の行為
「タオルの準備」
「蛇口をひねる」
「顔を洗う」
「タオルで拭く」
「衣服の濡れの確認」

※類似行為評価

1. 介助されていない

- ①自分ですが、時間がかかる
②事前に_____が誘導すると、後は自分で行っている

2. 一部介助 (洗顔中の見守り・指示)

※洗面所への誘導・移動、
洗面所周辺の掃除等は
含まない

- ①_____がタオル・水を準備すると自分で拭ける
②_____が蛇口をひねる
③自分で洗う(拭く)が不十分。不十分な所を_____が介助(洗い直す)
④自分で洗うが、洗顔中に_____が見守り・指示をしている(理由は?)
⑤自分で洗うが、衣類が濡れていないか_____が確認している
⑥独居等で介助者がいない。自分で洗っているが(_____)のため不十分。
(目・口)などの介助が必要と考え「2.一部介助」が適切と判断した

3. 全介助

- ①_____が、すべて拭いている
②自分で洗うが_____がすべて洗い直す
③本人の能力はあると思われるが、十分な清潔保持のため_____が蒸しタオル
で拭いている
④洗面所での「洗顔」を行う習慣がないが(入浴後・ベッド上で)_____に
顔をタオルで拭いてもらっている。類似行為で評価し「3.全介助」を選択

「適切」「不適切」を
評価していく

行為が発生しない場合
類似行為で評価する

◆肩痛・肘痛・手指の痛み(変形)・麻痺・筋力低下・視力・理解・意欲・業務の都合・倦怠感

2-9 髪の毛のお手入れをする時は、お手伝いをしてもらっていますか？

※「生活習慣や介護抵抗などでしていない」⇒適切な「介助の方法」を選択する

※「実際の介助の方法」の適切・不適切も確認

整髪

介助

一連の行為
「ブラシの準備」
「整髪料の準備」
「髪をとかす」
「ブラッシング」等

※類似行為評価
頭髪がない場合
短髪で整髪がない場合

1. 介助されていない

- ①自分ですが、時間がかかる
②整髪しやすい自助具を使用
③事前に_____が誘導すると、後は自分で行っている

2. 一部介助 (整髪中の見守り・指示)

※洗面所(鏡)への誘導・
移動、洗面所周辺の掃除
等は含まない

- ①_____が、ブラシ・くし・整髪料等を準備すると自分で行う
②少しは自分で行うが不十分。不十分な所を_____が介助
③自分で行うが、整髪中に_____が見守り・指示をしている(理由は?)
④独居等で介助者がいない。自分で整髪しているが(_____)のため不十分。
(後ろ・_____)は介助が必要と考え「2.一部介助」が適切と判断した

3. 全介助

- ①_____がすべて整髪している
②頭髪がなく「整髪」は行っていない。(入浴後に・ベッド上で・_____)頭を拭く
介助は自分ではまったくできず、全介助にて行われており、類似行為で評価し
「3.全介助」を選択する

「適切」「不適切」を
評価していく

行為が発生しない場合
類似行為で評価する

◆肩痛・肘痛・麻痺・筋力低下・視力・理解・意欲・業務の都合・倦怠感

適正な介助かどうかは、介助の理由が重要
特記事項にも主訴と連動しながら、介助の理由を記入していきましょう。

2-7/2-8/2-9：口腔清潔・洗顔・整髪

- 清潔保持系の調査項目における「一部介助」
- 「口腔清潔」「洗顔」「整髪」における「行為の開始を促す声かけ」を「一部介助」に取っていないか。
- ※「歯を磨きに行きましょうか？」(口腔清潔)など

- 「介助されていない」→「一部介助」により、
中間評価項目得点は「11.8点」の差が生じる。

基本原則：

行為を行う場所(洗面所等)へ誘導する「声かけ」は評価対象外

例外：「排尿」「排便」における行動開始の「声かけ」は「見守り等」を選択する。

第2群における「声かけ」の概念

- 「声かけ」における選択
- 基本原則：
該当する行為を行う中で発生する「声かけ」は評価対象となる
- 「声かけ」の評価 ※「声かけ」が必要な理由も記載
- 該当する行為を行う中で発生する「声かけ」
- 「そのタオルで顔を拭きましょう」(洗顔)
- 「ボタンが一つずれていますよ」(上衣の着脱)

類似行為代替評価項目

生活習慣等によって行為が発生していない場合、
以下の4項目は「類似の行為」で評価する。

- ・1-11 「つめ切り」(全指を切断など)
- ・2-8 「洗顔」
- ・2-9 「整髪」(短髪など)
- ・2-11 「ズボン等の着脱」

2-10

上衣の着脱はお手伝いしてもらっていますか？

普段使用している上衣

※「実際の介助の方法」の適切・不適切も確認

上衣の着脱		
介助		
「上衣の着脱」の介助		
時候にあった衣服の選択・衣服の準備・手渡し等、着脱までの行為は含まない		
「衣服を選ぶ」は5-3とリンク		
	1. 介助されていない	①自分で着脱するが、時間がかかる（着脱しやすい上衣を使用） ②自助具を使用し自分で着脱している ③事前に（衣服の準備・手渡し・誘導）をすると、後は自分で着脱している
	2. 見守り等	①着脱時に、常時_____が見守り・声かけをしている（理由は？） ②（_____）のため、1枚ずつ声かけしながら上衣を手渡ししている
	3. 一部介助 ※衣類を手渡す行為は含まない	①途中まで自分で着るが、後は_____が介助（ボタンなどを介助） ②片腕のみ（健側）介助すると、後は自分で行う ③_____が着せているが、腕を通すことはできる（右・左） ④独居等で介助者がいない。自分で着脱しているが不十分（状況_____）。 （_____）の介助を行うことが適切と考え「3. 一部介助」を選択する
	4. 全介助	①_____が全介助している ②袖を通す際に体を揺らす行為はあるが、_____が着脱全体の介助をしており「4. 全介助」を選択する
	◆着間違ふ・着すぎる・肩痛・肘痛・麻痺・筋力低下・視力・理解・意欲・業務の都合・倦怠感	

2-11

ズボン・パンツ等を着脱する時はお手伝いしてもらっていますか？

普段使用しているズボン・パンツ等

※「実際の介助の方法」の適切・不適切も確認

ズボン等の着脱		
介助		
「ズボン等の着脱」の介助		
時候にあった衣服の選択・衣服の準備・手渡し等、着脱までの行為は含まない		
「衣服を選ぶ」は5-3とリンク		
※類似行為評価		
	1. 介助されていない	①自分で着脱するが、時間がかかる（着脱しやすいズボンを使用） ②自助具を使用し自分で着脱している ③事前に（衣服の準備・手渡し・誘導）をすると、後は自分で着脱している ④ズボンを着脱する機会がないが、パンツ（オムツ）の着脱は自分でできる。 代替して評価し「1. 介助されていない」とする
	2. 見守り等	①着脱時に、常時_____が見守り・声かけをしている（理由は？） ②（_____）のため、1枚ずつ声かけしながらズボンを手渡ししている
	3. 一部介助 ※衣服を手渡す行為は含まない	①途中まで自分ではくが、後は_____が介助（シャツをズボンに入れ直す） ②少し介助すると、後は自分で行う ③_____が着せているが、足を通すことはできる（右・左） ④独居等で介助者がいない。自分で着脱しているが不十分。 （_____）の介助を行うことが適切と考え「3. 一部介助」を選択する
	4. 全介助	①_____が全介助している ②足を通す際に体を揺らす行為はあるが、_____が着脱全体の介助をしており「4. 全介助」を選択する
	◆着間違ふ・着すぎる・腰痛・膝痛・麻痺・筋力低下・視力・理解・意欲・業務の都合・倦怠感	

2-12

日頃、おおむね 30 分以上の外出をしていますか？（居住地の敷地外）

調査日よりおおむね 1 ヶ月以内

※外出の目的や、同行者の有無、目的地等は問わない。自宅・施設の庭も含まない
※徘徊や救急搬送・同一施設・敷地内のデイサービス・診療所等は外出とは考えない
※過去 1 ヶ月の間に状態が大きく変化した場合は、変化した後の状況で選択を行う

※7-1リンク

外出頻度	有無						
外出する場所は？（無・有）⇒		①病院（通院）	②店（買い物）	③散歩	④通所サービス	⑤	⑥
同行者（介護者）は？		無・有 （_____）	無・有 （_____）	無・有 （_____）	無・有 （職員）	無・有 （_____）	無・有 （_____）
外出方法は？		徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車	徒歩・車
外出頻度は？（過去1ヶ月以内）		（_____）回 ／週・月	（_____）回 ／週・月	（_____）回 ／週・月	（_____）回 ／週・月	（_____）回 ／週・月	（_____）回 ／週・月

すべて合計すると…

過去1ヶ月（_____）回／_____週・月 ⇒ _____※日頃も同じ・多い・少ない

外出頻度は	1. 週1回以上	2. 月1回以上（1～3回）	3. 月1回未満
-------	----------	----------------	----------

3 群

3-1 ご家族や介護者の方に、自分の意思を伝えられますか？

※日頃と異なる場合は、日頃の状況で選択する。調査時と日頃の状況は「特記事項」へ

意思の伝達	1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる ○常時、誰にでも意思の伝達ができる ○自発的に伝達はしないが、問いかけすれば伝達できる	①言葉 ②筆談 ③文字ボード ④手話 ⑤身振り
能力	2. ときどき伝達できる ○通常は、介護者等に対して「意思の伝達」ができる ※内容によっては伝達できない時がある ※失語症などで言葉が思うように出ない時がある ※日に_____割程度は伝えられるが、他は気持ちを察して介護している ※問いかけしても伝達できない時がある（_____）割	
意思を伝達できるかどうか	3. ほとんど伝達できない ○通常は、介護者等に対して「意思の伝達」ができない ※ある事柄や特定の人には、まれに伝達できる ※ある事柄（痛い・腹が減った・何か食べたい）等に限定されている	
伝達する意志の内容の合理性は問わない	4. できない（意思を全く伝えない・伝達できるかどうか判断できない）	

3-2

毎日の日課を理解

能力

調査時

日頃

選択肢
(より頻回な状況)

※起床・就寝・食事等のおおまかな内容の理解。
厳密な時間、曜日毎のスケジュール等、複雑な内容は含まれない

- ①(ほぼ) 正確な回答ができた
②(正しく) 回答できなかった
③回答の正誤が確認できなかった

- ①できる
②ときどきできる
③できない

1. できる
2. できない

3-3

生年月日や年齢を言う

能力

調査時

日頃

選択肢
(より頻回な状況)

※生年月日、数日のずれは「1」
年齢は、2歳までの誤差は「1」
(年 月 日生)(歳)

- ①(ほぼ) 正確な回答ができた
(生年月日・年齢)
②(正しく) 回答できなかった
③回答の正誤が確認できなかった

- ①できる
②ときどきできる
③できない

1. できる
2. できない

3-4

短期記憶

能力

調査時

日頃

選択肢
(より頻回な状況)

(面接調査直前又は当日行ったことを思い出す)

- ①(ほぼ) 正確な回答ができた
②(正しく) 回答できなかった
③回答の正誤が確認できなかった

- ①できる
②ときどきできる
③できない

1. できる
2. できない

上記質問で確認が難しい場合⇒「ペン」「時計」「視力確認表」を提示し、復唱してもらう。5分後に2つ提示。残り1つは何かを確認

3-5

自分の名前を言う

能力

調査時

日頃

選択肢
(より頻回な状況)

※旧姓でも可。姓だけでも可。名前だけでも可
※発語はないが頷きで確認も「1」
名前()

- ①(ほぼ) 正確な回答ができた
②(正しく) 回答できなかった
③回答の正誤が確認できなかった

- ①できる
②ときどきできる
③できない

1. できる
2. できない

3-6

今の季節を理解する

能力

調査時

日頃

選択肢
(より頻回な状況)

(春・夏・秋・冬)(月)
※1月⇒旧暦「春の初め」でも可
※月日だけの正解は「2」

- ①(ほぼ) 正確な回答ができた
②(正しく) 回答できなかった
③回答の正誤が確認できなかった

- ①できる
②ときどきできる
③できない

1. できる
2. できない

3-7

場所の理解

能力

調査時

日頃

選択肢
(より頻回な状況)

「ここはどこですか？」

※「自宅」「施設」などの区別がつけば「1.できる」
※所在地や施設名をたずねる質問ではない

- ①(ほぼ) 正確な回答ができた
②(正しく) 回答できなかった
③回答の正誤が確認できなかった

- ①できる
②ときどきできる
③できない

1. できる
2. できない

有 無 BPSD 関連

※調査員に医学的判断は求めない

「幻視・幻聴」と「作話」の違いや認知症か、他の精神疾患によるものか等

場面や目的からみて
「不適当な行動」の
頻度

- 有無の項目（BPSD関連）は、
その有無だけで介護の手間が発生しているかどうかは必ずしも判断できない。
- 二次判定で介護の手間を適切に評価するため特記事項に、
それらの有無によって発生している介護の手間を（対応をとっていない場合なども）、
頻度もあわせて記載する。

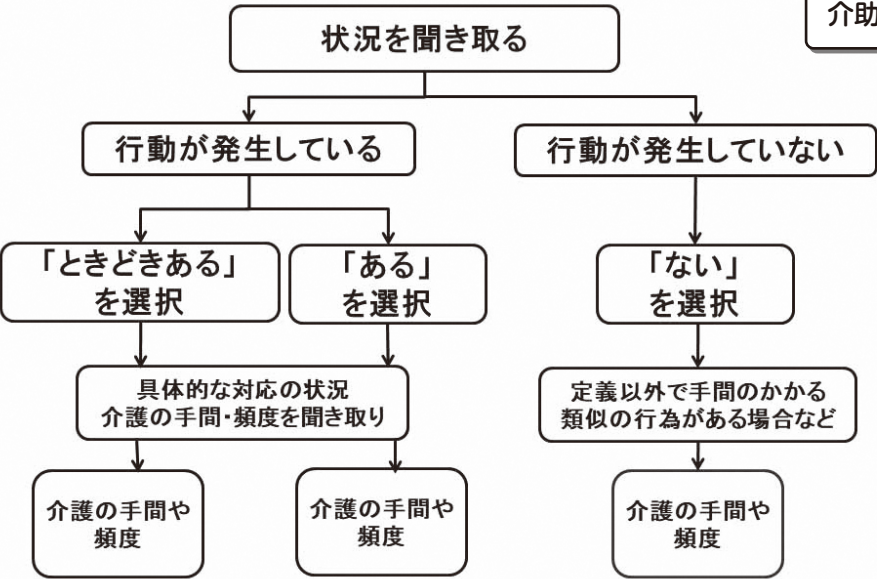
調査事項の選択肢の選択及び「特記事項」記載の流れ

有 無

BPSD関連

選択肢の選択

適正な介助かどうかは、介助の理由が重要
特記事項にも主訴と連動しながら、
介助の理由を記入していきましょう。



メモ

精神・行動 障害の 有 無

- ①社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動の頻度を評価する項目
一定期間の間で（調査日よりおおむね過去1ヶ月間）の状況において
現在の環境で行動が現れたかどうか、聞きとりした日頃の状況で選択する
調査時に実際に行動が見られた場合は「特記事項」に記載する
- ②基本調査の項目に該当しないものの、類似行為又はその他の精神・行動障害などにより、
具体的な「介護の手間」が生じていることが聞きとりで確認された場合
類似または関連する項目の特記事項に、具体的な介助内容と頻度を記載する
- ③それらの有無により発生している介護の手間（頻度・手間時間等）も「特記」へ
介護者が特に対応をとっていない場合なども「特記事項」に記載する

1. ない 過去1ヶ月間に1度も現れたことがない	2. ときどきある 月に1回以上、週に1回未満	3. ある 1週間に1回以上
-----------------------------	----------------------------	-------------------

3 群 認知機能		有無	※行動の頻度		
※予防されている場合は（予防）に○					
3-8	徘徊（目的もなく歩き回る・車いすで動き回る・這い回る等）	予防	1. ない	2. 回 / 月	3. 回 / 週
3-9	外出すると戻れない（居室や居住棟から出て自室に戻れない等）	予防	1. ない	2. 回 / 月	3. 回 / 週

選択基準（調査日よりおおむね過去1ヶ月間・その間に環境が大きく変化した場合は変化後から調査日まで）

4 群

4 群 精神・行動障害		有無
※社会生活上、場面や目的からみて「不適当な行動」の頻度を評価		
4-1	物を盗られたなどと被害的になる（被害的な行動を含む）	予防
4-2	作話（事実とは異なる話をする・自分に都合のいいように話す等）	予防
4-3	涙ぐむ・感情的にうめくなどの状況が、不自然なほど持続する。 そぐわない場面や状況で突然笑い出す、怒り出す等、感情が不安定になる。	予防
4-4	昼夜の逆転がある（夜に何度も目覚め、疲労等で日中活動できない）	予防
4-5	しつこく同じ話をする（場面や目的からみて不適当な行動かどうか）	予防
4-6	大声をだす（場面や目的から不適当な行動かどうか）	予防
4-7	介護に抵抗する（言っても従わない場合は含まれない）	予防
4-8	「家に帰る」等と言い、落ち着きがない （「家に帰りたい」という意思表示＋落ち着きのない状態）	予防
4-9	一人で外に出たがり、目が離せない	予防
4-10	いろいろなものを集めたり、無断で持ってくる（収集癖）	予防
4-11	物を壊したり、衣類を破いたりする （壊れなくても破壊しようとする行動も含む）	予防
4-12	ひどい物忘れ （単なる物忘れは含まない。物忘れに起因する行動が起きている。周囲の者が 何らかの対応をとらなければならないような状況も含む。例・火の不始末等）	予防
4-13	意味もなく独り言や独り笑いをする（場面や目的からみて不適当な行動かどうか） 上記行動が持続する。あるいは突然にそれらの行動が現れるなど	予防
4-14	自分勝手に行動する（明らかに周囲の状況に合致しない行動・不適当な行動）	予防
4-15	話がまとまらず会話にならない（成立しない）※話下手のことではない 話に一貫性がない・話題を次々と変える・質問に対し無関係な話が続く等	予防
※調査対象者の状況（意識障害・性格等）、施設等に予防的な対策（昼夜逆転に対する内服等）治療効果を含めて評価		
項目	特記事項（上記は行動の有無でチェック。予防策・介護の手間（頻度・手間時間等）・特に対応をとっていない場合も記載）	

障害や現象（行動）の有無

2. 精神・行動障害等

特記例

4-3 感情が不安定

談話室などで職員と穏やかに会話していると突然怒り出して収まらなくなる事が、週に1回はあることから「3・ある」を選択する。職員はそのたびにそばに付き添い、なだめるのに手間がかかっている(30分)

介護の手間が有っても無くても特記には記載します。

STEP2 特記例

審査会委員テキスト P22 【◆5・6つ目】

◆感情不安定【ある】

週1回程、何の前触れもなく、突然泣き出すことがあるが、
特に対応はとっていない

◆感情不安定【ある】

ほぼ毎日、何の前触れもなく、突然泣き出すことがあり、
なだめるのに傍らで15分ほど声かけを行っている

5 群

5-1

お薬は飲まれていますか？
お薬を飲む時にお手伝いはしてもらっていますか？

内服がない⇒「適切な介助の方法」を選択

※介護抵抗などで介助ができない⇒適切な「介助の方法」を選択する

※「実際の介助の方法」の適切・不適切も確認

※不適切…「できる」「できない」といった個々の行為の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態等も含めて総合的に評価する

薬の内服	1. 介助されていない	①自分で準備して内服している ②あらかじめ薬局で分包されており、自分で内服できている
介助 ポイント！ (必ずチェック) ①手元に用意 (薬・水) ②飲む行為 (薬・水) 内服以外は含まない 朝・昼・夕・夜 ※残薬量()	2. 一部介助 (見守り、飲む量の指示等も含む) ※薬局での分包は含まない	①_____が、飲む薬・水を手元に用意する ②_____が、1回ずつ箱などに入れる ③薬を飲む際に、飲む量の指示等をしている(理由・頻度) ④_____が薬をオブラートに包んで準備している ⑤自分で準備して飲んでいますが、_____が見守りをしている(理由・頻度) ⑥独居等で介助者がいない。自分で(準備・内服)ができず薬が残っている。 内服時の(声かけ・渡す)の介助が適切と考え「2. 一部介助」を選択する ⑦薬は自分で口に入れるが、水は_____が飲ませている(理由)
	3. 全介助	①_____が薬と水を準備し、薬を口に入れている(水も飲ませる) ②経口からの内服はできず、_____が経管チューブから内服薬を注入している
◆飲み忘れる・飲みすぎ・拒否・こぼす・理解・意欲・麻痺・筋力低下・振戦・視力・業務の都合・倦怠感		

残薬があれば
全員一部介助ではなく、
残薬の理由と頻度等も
確認

5-2

立ち入った質問をしますがお許しください。
お金の管理はどうされていますか？

※介護抵抗などで介助ができない⇒適切な「介助の方法」を選択する

※「実際の介助の方法」の適切・不適切も確認

※不適切…「できる」「できない」といった個々の行為の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態等も含めて総合的に評価する

金銭の管理	1. 介助されていない	①自分の所持金(預金通帳等)の支出の把握や管理を自分でしている ②金融機関からのお金の出し入れは_____がしているが、管理は自分でする ③手元に現金等を所持していないが、年金、預貯金、生活保護等は自分で管理
介助 自分の所持金 (預金や小銭) の支出の把握、 管理、出し入れする 金額の計算等の介助 が行われているか 金銭の出し入れは 含まない	2. 一部介助 (見守り・指示)	①小遣い銭として少額のみ管理できるが、他は_____が介助 ②本人がすべて管理。ときどき使った金額を忘れる。計算間違いをするので、_____が確認している ③本人が管理するが_____が精算等の介助をしている
	3. 全介助	①_____がすべて管理 ②能力はあるが金銭を使用する機会がなく、_____がすべて管理している ③金銭の計算ができず、_____が財布に準備しておいたお金の出し入れのみ、自分で行う
◆計算間違いする・使った金額を忘れる・財布を紛失する・理解・意欲・無関心・視力・業務の都合・倦怠感		

認知症高齢者の日常生活自立度

I	何らかの認知症を有するが、(物忘れ・)日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立	
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる	II a 家庭外で たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立つ等 II b 家庭内で 服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など、一人で留守番ができない等
	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする	III a 日中中心 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等 III b 夜間中心 夜間を中心に上記の状態が見られる
IV	支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁。常に介護が必要	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。遷延性の意識障害で、認知症高齢者の日常生活自立度が判断不能の場合	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する行動が継続する状態等
自立・I・II a・II b・III a・III b・IV・M		
選択根拠：		

「など」・・・
買物、金銭管理、
服薬管理のみで
判断するのでは
なく、他の項目を
含め総合的に
判断していきます。

※「幻視・幻聴」「暴言・暴行」「不潔行為」「異食行動」等、認定調査項目に含まれていない認知症に関連する症状については、関連する項目の特記事項に記載する。

5-3

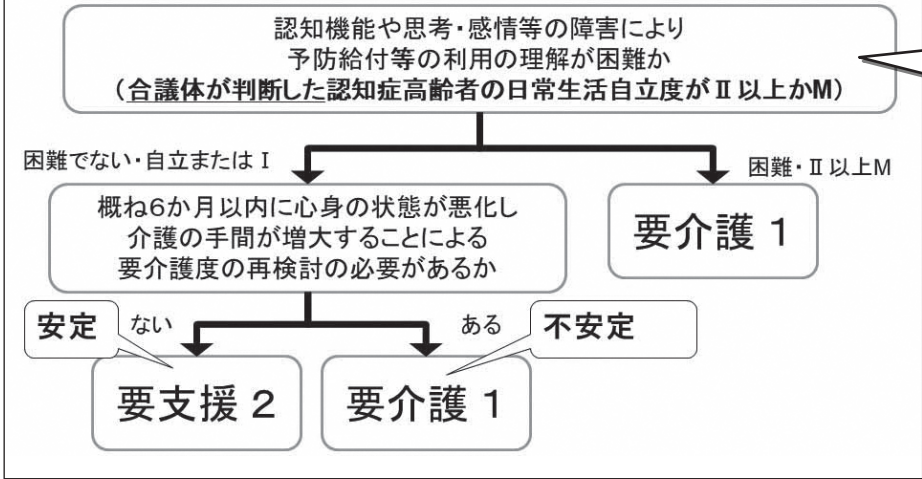
(3-2の「日課」で確認した) 日々の活動をご自分の意志で決めていますか？

※内容を理解しており、意思決定できる能力※

日常の意思決定能力	1. できる（常時、あらゆる場面で意思決定できる。特別な場合もできる） ◆毎日の暮らしにおける活動に関して内容を理解しており、意思決定できている
毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力を評価 調査日の状況に加え、調査対象者及び介護者等から聞きとりした日頃の状況から選択を行い、調査日の状況と日頃の状況の両方を特記事項に記載する 他の項目も同様… 選択に迷った場合は、状況、迷った理由を「特記事項」へ	2. 特別な場合を除いてできる（日常生活の意思決定はできる） ◆ケアプランの作成への参加・ケアの方法・治療方針への合意、冠婚葬祭式事、町内会行事等参加の検討等（その他） 特別な場合の意思決定は指示や支援を必要とする（理由：）
	3. 日常的に困難（慣れ親しんだ日常生活のもとでも、ほとんどできない） ◆慣れ親しんだ活動（） ○理解し、意思決定できる活動は？ ○理解できず、意思決定できない活動は？ ○理解できない理由は？
	4. できない（全くできない、意思決定ができるかどうかかわからない）

要介護認定等基準時間が
32分以上50分未満の評価結果の表示

要支援2・要介護1の振り分け方



予防給付等の利用の理解・・・

他の項目でも意識して確認し
特記事項に記入することで、
審査会の議論の参考になります

メモ

5-4

この1ヶ月間で、家族以外の他者の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できない等、明らかに周囲の状況に合致しないような行動がありましたか？

※他者の集まりに参加する機会…有・無（機会がない場合は「1」にチェック）

集団への
不適応 有無

1. ない	①拒否などもなく、集まり（通所のレクリエーション等）にも参加している ②性格などで集団に参加するのが苦手。集団に参加する機会もない ③性格的に集団に参加するタイプではない。この1ヶ月、周囲に合致しないような行動もない
2. ときどきある	①月に1・2・3回（具体的エピソード・介護の有無も…） []
3. ある	①週に（ ）回（具体的エピソード・介護の有無も…） []

5-5

食材や消耗品等の日用品の買い物は、どのようにされていますか？

買い物 介助	◆買い物に行く (回/週・月)	◆行かない [(全介助)] (回/週・月)	(電話やインターネットで注文) (回/週・月)	(介護者に依頼) (回/週・月)
	①②③	①②③	④③	④①②③⑤
	①日用品を選ぶ	②商品を取る	③支払う	④依頼・注文
	⑤依頼者への支払い			
	介助なし・指示等・介助	介助なし・指示等・介助	介助なし・指示等・介助	介助なし・指示等・介助
	2つ以上の買い物の状況がある場合は、より頻回な状況で選択する			
「買い物」とは、 食材・消耗品等の 日用品を選び、 代金を支払うこと				
自分で購入する場合と家族やヘルパー等の他人に依頼する場合の両方がある場合、より頻回な状況で選択を行う				
在宅・施設の場合も、介助が適切かどうかを確認				
1. 介助されていない	①買い物に行き、自分で日用品を選び、陳列棚から商品を取り、代金も自分で支払う ②体調が悪い時は、_____が買い物するが（頻度）、体調がよい時はすべて自分で行う（頻度）より頻回な状況で「1. 介助されていない」を選択する ③店舗等に自分で電話をして注文し、自宅へ届けてもらっている			
2. 見守り等	①買い物の時（選ぶ・商品を取る・支払う）、_____が確認、指示、声かけをしている（理由） ②独居等で介助者がいない。自分で買い物に行くが、（ ）の状況であり、_____買い物時「声かけ・指示」の介助が適切と考え、「2. 見守り等」を選択する			
3. 一部介助 ※店舗までの移動、 店舗内の移動は 含まない 配達には含まない	①買い物時（日用品を選ぶ・商品を取る・代金を支払う）の一部を_____が介助する（理由） ②自分で買い物をしてくるが、購入したものを、_____が精算・返品等の介助をしている（理由） ③ほしいものは自分で指示し、買い物は_____が介助する。支払いは_____がする			
4. 全介助	①ほしいものを依頼することもできず、すべて（家族・ヘルパー・施設側）が買い物に行く ②自分で、（ ）等を買うことがあるが、_____がすべて購入するほうが多く「4. 全介助」を選択する			
◆同じ物を購入・選べない・商品が取れない・計算ができない・視力・痛み・麻痺等・意欲・無関心・倦怠感				

買い物の仕方
を確認

買い物毎の
一連の行為を
確認

2つ以上の
買い物の
状況があれば
より頻回な
状況で選択

5-6

ご飯を炊いたり、お弁当や惣菜等の加熱はどのようにされていますか？

※配膳・下膳・食材の買い物・お茶、コーヒーの準備は含まない

※経管栄養で調理の必要のない流動食のみ投与されている場合、簡単な調理の介助はなく「1. 介助されていない」

※流動食の温め等を行っている場合は、「レトルト食品の加熱」に該当するとして、介助の方法を評価する

※施設側でこれらの行為が施設職員によって代行されている場合は、施設職員の対応の状況に基づき選択する

※弁当やレトルト食品、即席めんを食べることがない場合でも「炊飯」行為が行われていれば「炊飯」について評価。
「炊飯」が施設で一括して行われている場合、家族の食事と一緒に調理が行われていれば、生活環境や本人の置かれている状態等も含めて総合的に評価する

介助

簡単な調理	〈行為の有・無〉有の場合、 ➡ 右へ進む			
炊飯	無・有 ➡	介助されていない	見守り等（確認・指示・声かけ）	介助（家族・施設・ ）
弁当や惣菜の加熱 レトルト食品の加熱 冷凍食品の加熱	無・有 ➡	介助されていない ※加熱せず冷たい弁当の場合 適切かどうかを評価する	見守り等（確認・指示・声かけ）	介助（家族・施設・ ）
即席めんの調理	無・有 ➡	介助されていない	見守り等（確認・指示・声かけ）	介助（家族・施設・ ）
※体調等によって介助の方法が異なる場合、おおむね過去1週間の状況				
簡単な調理は	1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助

その他の医療

その他 【過去14日間にうけた特別な医療】を確認します。医師の指示で看護師等によって今後も継続される行為はありますか？

※急性疾患への一時的な医療行為は含まれない	実施	実施場所	医師の指示 (重要)	実施者 (特記)	実施頻度 (特記)	直近実施日 (重要)	今後の継続性 (特記)
①点滴の管理 (継続的なもののみ)	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
②中心静脈栄養	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
③透析 (血液透析・腹膜透析)	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
④ストーマ(人工肛門)の処置 (消毒・バッグ交換)	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
⑤酸素療法 (看護師等によって実施される行為のみ)	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
⑥レスビレーター(人工呼吸器) 経鼻・経口・気管切開の有無は問わない	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
⑦気管切開の処置 (右下を確認)	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
⑧疼痛の看護 (右下を確認)	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
⑨経管栄養 (栄養補給のみ。投薬目的は含まない)	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
⑩モニター測定 (24時間以上継続) 血圧・心拍・心電図・呼吸数・酸素飽和度の1項目以上	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
⑪じょくそ(う)の処置 (大きさや程度は問わない)	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
⑫カテーテル (尿の排泄のためのカテーテル) コンドームカテーテル・留置カテーテル・ウロストーマ・間欠導尿・腎ろう	無・有	自宅・病院	無・有・不明	医師・看護師	／月・週	月 日	継続・継続なし・不明
特別な対応							

- ①点滴の管理
針のみ留置し、実際に点滴されていなくても状況の変化に応じた体制があれば「ある」
- ②中心静脈栄養
現在栄養が供給されていなくても状況の変化に応じた体制があれば「ある」
- ⑦気管切開の処置
カニューレの交換・開口部の消毒・ガーゼ交換・開口部からの喀痰吸引など
- ⑧疼痛の看護
想定される疼痛の範囲は、がん末期のペインコントロールに相当するひどい痛みであり、これらの病態に対し、鎮痛薬の点滴・硬膜外持続注入・座薬・貼付型経皮吸収剤・注射が行われている場合とする
- *含まれないもの(内服治療、電気治療、さする、一般的な腰痛、マッサージ、声かけ、関節痛などの痛み止めの注射や湿布等)
- ⑩モニター測定を24時間以上継続…血圧測定の頻度は1時間に1回以上のものに限る
- ⑪じょくそ…完治していても医師の指示で看護師等が予防の処置をする場合も含む

項目	当該医療行為を必要とする理由(特記事項に必要)

過去14日以内に受けた医療 ◆医療機関への問い合わせは適切ではない◆

- ※医師、または医師の指示に基づき看護師等によって実施される行為に限定される
- ※医師の指示が過去14日以内に行われているかどうかは問わない
- ※サービスを提供する機関の種類は問わない
- ※家族、介護職種の行う類似の行為は含まないが、「7. 気管切開の処置」における開口部からの喀痰吸引(気管カニューレ内部の喀痰吸引に限る)及び「9. 経管栄養」については、必要な研修を修了した介護職種が医師の指示の下に行う行為も含まれる。

厚生労働省 認定調査員能力向上研修会 事例

取扱注意

介護認定審査会資料

事例5：要介護3

合議体番号：000001 No. 5

被保険者区分：第1号被保険者 年齢：70歳 性別：女
申請区分：更新申請 前回要介護度：要介護3

現在の状況：認知症対応型共同生活介護
前回認定有効期間：12月間

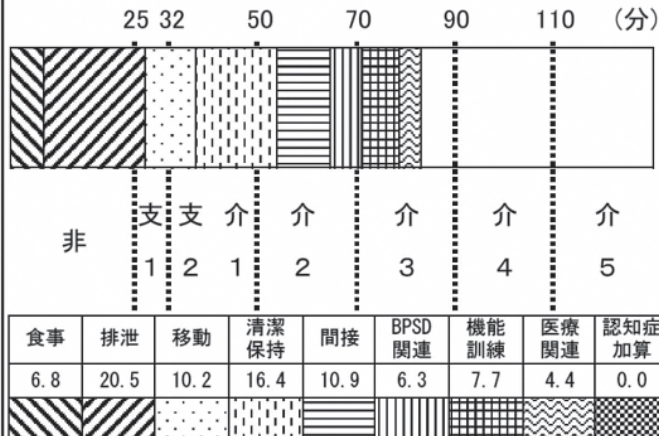
平成〇年〇月〇日 作成
平成〇年〇月〇日 申請
平成〇年〇月〇日 調査
平成〇年〇月〇日 審査

1 一次判定等

(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果：要介護3

要介護認定等基準時間：83.2分



警告コード：

3 中間評価項目得点

第1群	第2群	第3群	第4群	第5群
51.5	64.2	100.0	85.3	19.8

4 日常生活自立度

障害高齢者自立度：B2
認知症高齢者自立度：I

5 認知機能・状態の安定性の評価結果

認知症高齢者の日常生活自立度
認定調査結果：I
主治医意見書：II a
認知症自立度II以上の蓋然性：81.9%
状態の安定性：不安定
給付区分：介護給付

6 現在のサービス利用状況(介護給付)

訪問介護(ホームヘルプサービス)	0回/月
訪問入浴介護	0回/月
訪問看護	0回/月
訪問リハビリテーション	0回/月
居宅療養管理指導	0回/月
通所介護(デイサービス)	0回/月
通所リハビリテーション	0回/月
短期入所生活介護(ショートステイ)	0日/月
短期入所療養介護	0日/月
特定施設入居者生活介護	0日/月
福祉用具貸与	0品目
特定福祉用具販売	0品目/6月間
住宅改修	なし
夜間対応型訪問介護	0日/月
認知症対応型通所介護	0日/月
小規模多機能型居宅介護	0日/月
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	31日/月
地域密着型特定施設入居者生活介護	0日/月
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0日/月

2 認定調査項目

	調査結果	前回結果
第1群 身体機能・起居動作		
1. 麻痺(左-上肢) (右-上肢) (左-下肢) (右-下肢) (その他)	ある ある	- - - - -
2. 拘縮(肩関節) (股関節) (膝関節) (その他)	- - - -	- - - -
3. 寝返り	できない	-
4. 起き上がり	できない	-
5. 座位保持	自分で支えれば可	-
6. 両足での立位	支えが必要	-
7. 歩行	つかまれば可	-
8. 立ち上がり	できない	-
9. 片足での立位	支えが必要	-
10. 洗身	全介助	-
11. つめ切り	全介助	-
12. 視力	-	-
13. 聴力	-	-
第2群 生活機能		
1. 移乗	一部介助	-
2. 移動	一部介助	-
3. えん下	-	-
4. 食事摂取	-	-
5. 排尿	一部介助	-
6. 排便	全介助	-
7. 口腔清潔	一部介助	-
8. 洗顔	-	-
9. 整髪	-	-
10. 上衣の着脱	一部介助	-
11. スボン等の着脱	全介助	-
12. 外出頻度	-	-
第3群 認知機能		
1. 意思の伝達	-	-
2. 毎日の日課を理解	-	-
3. 生年月日をいう	-	-
4. 短期記憶	-	-
5. 自分の名前をいう	-	-
6. 今の季節を理解	-	-
7. 場所の理解	-	-
8. 徘徊	-	-
9. 外出して戻れない	-	-
第4群 精神・行動障害		
1. 被害的	ときどきある	-
2. 作話	ときどきある	-
3. 感情が不安定	-	-
4. 昼夜逆転	-	-
5. 同じ話をする	-	-
6. 大声を出す	-	-
7. 介護に抵抗	ある	-
8. 落ち着きなし	-	-
9. 一人で出たがる	-	-
10. 収集癖	-	-
11. 物や衣類を壊す	-	-
12. ひどい物忘れ	-	-
13. 独り言・独り笑い	-	-
14. 自分勝手に行動する	-	-
15. 話がまとまらない	-	-
第5群 社会生活への適応		
1. 薬の内服	全介助	-
2. 金銭の管理	全介助	-
3. 日常の意思決定	特別な場合以外可	-
4. 集団への不適応	-	-
5. 買い物	全介助	-
6. 簡単な調理	全介助	-

<特別な医療>

点滴の管理	気管切開の処置
中心静脈栄養	疼痛の看護
透析	経管栄養
ストーマの処置	モニター測定
酸素療法	じよくそうの処置
レスピレーター	カテーテル

調査日 平成〇年 〇月 〇日

認定調査票（特記事項）

できれば「病名」よりも「主訴」を記入していきましょう。
「病名」は主治医意見書に記入しています。

概況

グループホームに入居中。夫とは離別している。約1年半前に右大腿骨頸部骨折にて入院し手術を行い、1年前に退院した。施設内は概ね歩行器につかまり移動できるが、パーキンソン病で身体状況に変動があり、四肢の固縮や無動等がある。徐々に動きが悪くなっており、特に昼食時は動きが緩慢になる。職員は心身状況に応じて介助を行う。理解力や短期記憶の大きな低下はないが、精神状態が不安定で、昨年より職員の介助を拒む等の行為が見られている。

1 身体機能・起居動作に関連する項目についての特記事項

1-1 麻痺等の有無、1-2 拘縮の有無、1-3 寝返り、1-4 起き上がり、1-5 座位保持、1-6 両足での立位、1-7 歩行、1-8 立ち上がり、1-9 片足での立位、1-10 洗身、1-11 つめ切り、1-12 視力、1-13 聴力

(1-1～1-9) 調査時は体調が良く、危険も無いとの事で同意が得られ、確認動作を実施する。全て日頃も同様。

(1-1) 両上肢は筋力低下や動作の緩慢さがあり、洗身や更衣では介助が必要であるが確認動作は行えた。両下肢は床から5cmほどの挙上であり、移動等に介助を要す。

(1-2) 四肢と体幹の固縮がある。日内変動があり、両肩、両膝、両股関節、両肘、両手指等、他動で可動域制限がある時と動かせる時がある。現在は他動で動かせる時の方が多く、全て「1. ない」を選択する。

(1-3) 四肢と体幹の固縮・無動があり、寝返りは全くできない。体位交換は行っていない。

(1-4) 自分では起き上がれず、職員が抱えて起こしている。

(1-5) 右手で座面のマットをつかみ、左手でベッド柵を持つと10分程度は座位保持ができる。

「2. 自分で支えれば可」を選択する。10分以上は左後方へ傾き、背もたれ等の支えが必要である。

(1-6) サークル型の歩行器につかまれば10秒立位保持できた。週2～3回、立位が不安定な時は職員が支えるが、より頻回な状況で「2. 支えが必要」を選択する。

(1-7) サークル型の歩行器につかまれば、ゆっくりと歩行できた。前屈み姿勢で左へ傾き、突進現象もある。

(1-8) 自分で立ち上がれず、職員がズボンの後ろをつかんで引き上げている。「3. できない」を選択する。

(1-9) サークル型歩行器につかまれば、右足を床から1cm上げられた。「2. 支えが必要」を選択する。左足は上げられなかった。

(1-10) 週3回シャワー浴。タオルを持たせても動作が緩慢で自分で洗えず、全て職員が洗っている。「全介助」を選択する。

(1-11) 四肢の固縮のため自分で切れず、爪切りの準備もできない。手足の爪とも職員が切っている。

(1-12) 眼鏡を使用し、小さな文字が読める。日頃も同様。

(1-13) 普通の声が聞き取れる。日頃も同様。

2 生活機能に関連する項目についての特記事項

2-1 移乗、2-2 移動、2-3 えん下、2-4 食事摂取、2-5 排尿、2-6 排便、2-7 口腔清潔、2-8 洗顔、2-9 整髪、2-10 上衣の着脱、2-11 ズボン等の着脱、2-12 外出頻度

(2-1) 移乗の機会は夜間のベッドからポータブルへの移乗である（2～3回）。寝返り起き上がりができず、職員がベッドから抱えて起こし、ズボンの後ろをつかんで引き上げ、腰を支えて座らせており「3. 一部介助」を選択した。2群の介助時に暴力を振るわれる時もあり、職員も精神面に配慮しながら介助している。

(2-2) 施設内のトイレ（4～5回）・洗面所（1回）・食堂（3回）・浴室（週3回）・自室等はサークル型の歩行器につかまり移動する。移動時に突進現象もあり、常に職員が側で見守る。左後方へ体が傾いて危険な時は、職員が後ろから体を支える介助をする（6回/日）。より頻回な状況で「3. 一部介助」を選択する。屋外は車椅子で全介助で移動する。

(2-3) えん下はできる。歯の治療を行っており、粥とキザミ食を食べている。

(2-4) 朝と夕はスプーンを使い自分で食べる。昼は動きが悪くなり自分で食べないので職員が全て介助する（30分）。より頻回な状況で「1. 介助されていない」を選択する。

(2-5) 尿意はありコールを押される。日中（4～5回）はトイレ、夜間（2～3回）はポータブルで排泄。日中・夜間とも座ったまま自分で拭くが、立位時は両手で手すりにつかまっており、ズボンの上げ下げと昼のトイレの水洗（毎回）、夜間のポータブルの後始末（翌朝一括）は職員が行う。「3. 一部介助」を選択する。失禁やトイレの汚しはない。

(2-6) 便秘気味であり看護師が座薬を挿入し、3日に1回トイレで排便する。ズボンの上げ下げや水洗を職員が行い、拭く行為は自分で行うが、排便時は十分に拭けず、本人の依頼で職員が拭き直す。「4. 全介助」を選択する。失禁はない。

(2-7) 自歯2本で義歯を使用。朝夕は職員がブラシに歯磨き粉をつけると、自分で義歯を出し入れし、自歯・義歯の洗浄を行う。昼は動きが悪くなるため、義歯の出し入れのみ自分で行き、自歯・義歯の洗浄は職員が行う。職員が口にコップをあてるとうがいを行う。朝昼夕いずれも「2. 一部介助」が必要である。

(2-8) 洗面台に寄りかかり、自分で顔を洗う。タオルも持参し、自分で拭いている。「1. 介助されていない」を選択する。立位が不安定な時が週2～3回あり、その時は職員が体を支えている。

(2-9) ブラシは洗面台に置いており、洗顔した時に自分で整髪する。立位が不安定な時が週2～3回あり、その時は職員が体を支えている。

(2-10) 入浴時（週3回）のみ更衣する。動きが緩慢で、職員が衣類を被せたり肩から掛ける介助を行うが、袖に手を通すことはできる。「3. 一部介助」を選択する。

(2-11) 職員が足元でズボンを広げて自分で足を通すことはできない。職員が足首をつかんでズボンに足を通している。ズボンの引き上げともに介助が必要であり「4. 全介助」を選択した。

(2-12) 週2回、外来リハビリへ病院職員の送迎で通う。月1回、娘の送迎で病院受診し、帰りに買物や外食をして帰宅する。いずれも娘が車椅子介助で移動する。

3 認知機能に関連する項目についての特記事項

3-1 意思の伝達、3-2 毎日の日課を理解、3-3 生年月日を言う、3-4 短期記憶、3-5 自分の名前を言う、3-6 今の季節を理解、3-7 場所の理解、3-8 徘徊、3-9 外出して戻れない

(3-1) 調査時は声が低くて小さく、聞き取りにくかったが、全ての質問に適切な返答があり、意思の伝達はできていた。日頃も意思の伝達はできると聞き取り「できる」を選択した。

(3-2) 起床・食事・テレビ・入浴・就寝時間を正答できた。月日や曜日も理解できる。日頃も同様。

(3-4) 訪問直前はテレビを見ており、正答だった。日頃も短期記憶は問題ないと職員から聞き取り「できる」とした。調査時は、数時間前に食べた朝食の献立まで答えることができた。

(3-3, 5, 6, 7) 生年月日、年齢、姓名、季節、ホーム名まで全て正答。日頃も同様。

(3-8, 9) 該当する行動はない。【1～9全て日頃の状況を職員から確認】

4 精神・行動障害に関連する項目についての特記事項

4-1 被害的、4-2 作話、4-3 感情が不安定、4-4 昼夜逆転、4-5 同じ話をする、4-6 大声を出す、4-7 介護に抵抗、4-8 落ち着きなし、4-9 一人で出たがる、4-10 収集癖、4-11 物や衣類を壊す、4-12 ひどい物忘れ、4-13 独り言・独り笑い、4-14 自分勝手に行動する、4-15 話がまとまらない

(4-1, 2) 以前よりは少なくなったが、「パンツが汚いのは誰かが履いていたからだ」「ズボンやお金を盗まれた」等、事実と異なる事を言われることがあり(月1～2回)、「ときどきある」を選択した。職員は話を聞いて事実を説明するが、本人が納得しないため、本人の気がそれるまで別の話題の話をしており、対応に時間がかかる(30分)。

(4-4) 医師の診察や薬の変更などをきっかけに、心配や不安で夜眠れなくなることがある(月2回程度)。その際、職員は付き添い、眠れるまで話をしている(15分程度)。その後は安眠され、昼夜逆転もなく「1. ない」を選択する。

(4-7) 自分の体調や子どもの事などで不安に思い悩んでいる時は、介助しようとする職員に暴力(手をたたく、足をける等)をふるったり、「薬が効かないので、飲まない」等と言われる(週2～3回)。職員は本人が落ち着くまで寄り添い、本人の不安な気持ちを傾聴している(1時間)。

(4-3～6, 8～15) 他も全て該当する行為はない。【職員に確認】

5 社会生活への適応に関連する項目についての特記事項

5-1 薬の内服、5-2 金銭の管理、5-3 日常の意思決定、5-4 集団への不適応、5-5 買い物、5-6 簡単な調理

(5-1) 朝と夕方の2回の内服。内服薬があることは理解しているが、精神状態が不安定なため職員が内服管理している。上肢の固縮等で薬をこぼすため、薬と水の準備、薬を口に入れるまで介助をしており「全介助」を選択する。水は自分で飲まれている。

(5-2) 簡単な計算はできるが、「お金を盗られた」等と精神状態が不安定になるため、金銭管理は全て娘が行う。

(5-3) 日々の日課の理解はあり、排泄時にコールを押したり、洗面、テレビ等の意思決定、外来リハビリに行くことの意思決定もできる。施設に入居していることも理解できているが、精神状態が不安定で医師の治療方針の合意等には十分な理解ができず、家族の指示や支援が必要である。「2. 特別な場合を除いてできる」を選択する。

(5-4) 職員に「パンツが汚いのは誰かが履いていたからだ」「ズボンやお金を盗まれた」等の言動が見られるが、他の入居者に対して言われることはない。入居者同士のトラブル等はなく「1. ない」を選択する。

(5-5) 入居中であり、全ての食材や日用品は職員と家族が購入している。月1回、娘の送迎で買物に行き、自分でおやつ等を選び、娘が支払いをするが、より頻回な状況で「全介助」を選択する。

(5-6) 立位や移動も困難で、職員が炊飯・調理の介助を全て行う。

6 特別な医療についての特記事項

6 特別な医療

1～12 全て該当なし 【職員に確認】

7 日常生活自立度に関連する項目についての特記事項

7-1 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)、7-2 認知症高齢者の日常生活自立度

(7-1) 固縮や突進現象等もあり、移乗、移動共に見守りや介助を要す。日常生活は部分的に介助が必要であり、外出も介助が必要である。「B 2」を選択した。

(7-2) 精神状態が不安定で被害妄想が見られ、金銭や内服管理の介助を受けるが、意思疎通はでき、月日や曜日、季節、場所の理解もでき、短期記憶の低下もないことから「I」を選択した。